

令和4年9月三種町議会定例会会議録

令和4年9月15日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1 番	畠 山 勝 巳	2 番	三 浦 敦
3 番	高 橋 満	4 番	平 賀 真
5 番	成 田 光 一	6 番	遠 藤 勝 昭
7 番	児 玉 儀 広	8 番	森 山 大 輔
9 番	伊 藤 千 作	10 番	清 水 欣 也
11 番	荒 谷 要 伸	12 番	三 村 眞
13 番	小 澤 高 道	14 番	堺 谷 直 樹
15 番	加 藤 彦次郎		

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	長	田 川 政 幸	副 町 長	檜 森 定 勝
総 務 課	長	石 井 靖 紀	企 画 政 策 課 長	工 藤 一 嗣
税 務 課	長	嶋 田 修 一	町 民 生 活 課 長	荒 川 浩 幸
福 祉 課	長	清 水 真 也	健 康 推 進 課 長	小 松 仁
農 林 課	長	工 藤 伸 也	商 工 観 光 交 流 課 長	清 水 秀 文
建 設 課	長	進 藤 敦	上 下 水 道 課 長	近 藤 光 明
琴 丘 支 所	長	渡 邊 裕 子	山 本 支 所 長	皆 川 和 華
会 計 課	長	平 澤 仁 美	教 育 長	藤 田 良 博
教 育 次 長	長	牧 野 誠 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	見 上 貢

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	後 藤 芳 英	議 会 事 務 局 主 査	池 内 和 人
議 会 事 務 局 主 任	齊 藤 亜 美		

一、本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

議長 加藤彦次郎は、令和4年9月15日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前10時00分 開会）

議長（加藤彦次郎）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しています。

本日の会議を開きます。

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

初めに、1番、畠山勝巳議員の発言を許します。1番、畠山議員。

1番（畠山勝巳）

おはようございます。

それでは、一般質問を行います。

8月の豪雨で三種川が氾濫し、統合中学校予定地も危険にさらされた。教育委員会は、令和3年10月17日、第3回町立小中学校再編準備委員会の協議資料で山本中の防災について、土砂災害特別警戒区域、体育館の辺り、「現状は避難訓練の実施で可」と危険性を否定しているが、今回の豪雨もあって、その避難訓練は今まで実施されたことがあって「可」としているのか。あったとしたら、いつ、どのような想定で行われたのか。

また、河川氾濫区域、信号から学校までの道路が冠水したのは平成25年（中略）、平成25年以降、河川の氾濫はないと報告されている。今回の豪雨では山口集落から統合中予定地までの通路が冠水したと報告されている。これ以上の豪雨も想定できないとは言えない。

害獣の出現も想定外ではない。付け加えますと、9月11日に森岳字柳田地内で熊が出現したと北羽に報告されていました。

統合中学校の基本方針4では「安全安心に生活できる学校」とうたっている。通路も含め周辺地域全体が安全安心である必要はないのか。このような場所への統合中学校立地に問題はないのか。

次に、6月議会の一般質問で「土砂災害特別警戒区域の解除を図るために来年度改修する」と答弁していたが、同時に土砂災害警戒区域も解除できるという理解でいいのか。

続いて、ナカショクの異臭対応についてです。

7月4日に開催された三種町ナカショクみたね繁殖農場公害対策協議会で株式会社ナカショク社と交わした公害防止に関する協定書（以下、「協定書」という。）に定める異臭に関する基準値（許容限度）を上回る数値が確認された。これに対して参加者から苦情が出されたが、当社からは「異臭を出さないように頑張る」旨の発言だけで、絶対出さないなどの表明はなかつ

たし、ある参加者からは「高額な薬品を使えば防げる」旨の意見にも「それはできない」との回答だった。それらの議論を振り返っても、異臭は防げないというのがナカショク社のスタンスであるように思えた。

町としては、前回の私の質問に「苦情を出す側に立って真剣に会社に訴えていきたい」と回答していたが、今後、協定の基準値を上回ることは防げない状況にしていることは協定の意味がないことだと考える。

また、協定書の14条には改善指示、17条には「甲は違反事実が改善されるまで事業の縮小または事業停止その他必要な措置を乙に命ずることができるものとし、乙はこれに従うものとする」とある。町としてはどのような対応をしていくのか。

また、今後、大口の農場と大谷地の農場との公害防止協定を結ぶ方向であるが、現在のナカショク社との協定（当時はアストン）の際にも地域住民との話し合いが不十分なまま協定案が出来上がった経緯がある。町民との協議を優先した町民本位の協定にする必要があると思うが、どうか。

次に、三種町活性化イベントの合理的な運営のための事業主体同士の交流が必要ではないか。

町が関係する観光交流イベントは、5月の房住山山開きから始まって、じゅんさい摘み採り選手権、サンドクラフト、森岳温泉まつり、町民祭など様々ある。これらのイベントは主催形式がそれぞれ違っているが、三種町の活性化、地域振興という目的は共通しているのではないかと思われる。これらのイベントの運営などに共通要素（人員配置、広報、警備、駐車対策等）があり、それなりの課題を抱えると思われる。それらを交流することによって、より合理的、効果的な運営ができるのではないか。また、じゅんさい摘み採り選手権やサンドクラフトの客を森岳温泉や町内の他の事業とも結びつけられるシステムを町主導でつくることはできないか。以上です。

議長（加藤彦次郎）

1番の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。教育長。

教育長（藤田良博）

1番、畠山勝巳議員のご質問にお答えいたします。

初めに、統合中学校の土砂災害特別警戒区域の問題について、私からお答えいたします。

土砂災害特別警戒区域に関する避難訓練は、令和3年度に開催しました第3回三種町立小中学校再編準備委員会において協議されているところであり、土砂災害防止法では、市町村防災計画に位置づけられた警戒区域内の学校などの要配慮者利用施設の管理者等は、避難計画を作成し、その計画に基づいて避難訓練を実施することが義務づけられております。

山本中学校においては、三種町立山本中学校消防計画を作成し、土砂災害防止法に基づく土砂災害対策について明記しております。この中で、地震や火災、土砂災害などを想定した避難訓練を年度内に分けて数回実施する計画

としており、土砂災害を想定した避難訓練は今後実施する予定となっております。

次に、通学路の冠水についてでございますが、このたびの大雨により、山本中学校から山口地区にかけての道路に冠水がございました。山本中学校は学校閉庁日であったことから、生徒、教職員への被害などはございませんでしたが、近年の異常気象により、これまでとは異なる災害が全国各地でも発生するようになっており、山本中学校はもちろんであります。町内各小中学校においても災害への備えや野生動物の被害防止を関係課と連携を図りながら十分配慮してまいります。

通学路を含めた安全安心についてでございますが、統合中学校建設基本構想案に関しましては、統合中学校検討委員会の委員の皆様から多くのご意見、ご提言をいただき、まとめたものでございます。この構想案の中にあります基本方針4の「安全安心に生活できる学校」につきましては、策定の目的を統合中学校敷地内としておりましたことから、校地敷地内のものとなっております。

ご指摘のとおり、学校の安全安心には校外の通学路も当然配慮しなければいけないことは承知いたしております。また、これまでも再編準備委員会で通学路に関してのご意見をいただいております。今後検討していくこととしておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

次に、土砂災害警戒区域の解除についてでございますが、現在の山本中学校に隣接する土砂災害特別警戒区域の解除につきましては、これまでご説明してまいりましたとおり、今年度、解除に向けて調査設計業務に着手したところであり、今後、県と協議しながら工法や解除に向けての手法などについて調整を図っていくこととしており、来年度、改修工事を行う予定としております。

また、これまで小中学校再編準備委員会や町民報告説明会などにおきましてもご説明してまいりましたとおり、改修工事により土砂災害特別警戒区域は解除となりますが、土砂災害警戒区域は解除とならないことを県との協議の中で確認しているところでございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

おはようございます。

それでは、私から、続きましてナカショクの異臭対応についてお答えいたします。

5月20日に行った臭気測定では、基準臭気指数12に対し臭気指数が14と基準値を上回る数値が確認されました。測定日当日は風向きの影響により、協定書で定められた敷地境界線への機材設置が困難で、やむを得ず敷地内での測定となったことによるものであり、その後の敷地境界線における測定では基準内の数値となっておりますので、ご理解をお願いいたします。

協定書第14条の改善指示につきましては、臭気測定時や測定後も臭気を抑えられるよう施設の改善や方針をしっかりと定め、敷地外に臭気を出さないよう対応するよう伝えております。

また、第17条の協定不履行時の対応につきましては、経営が有限会社アストン秋田から株式会社ナカショクに変わったことにより、臭気対策データを参考にしながらシステム等を再検討し、できる限り臭気をゼロに近づける努力をしているとの報告を受けておりますが、今後明らかに改善の見込みがないと認められる場合には第17条に基づく対応を検討してまいります。

なお、会社側からは「臭気自体を抑えていくことは畜産業者としての責務であり、データを取りながら改善していく」との意向でしたので、次回の協議会でも今後の臭気に対する改善・対応策を再度示していただくこととしております。

新たな協定書案につきましては、全ての測定結果を基に11月上旬に開催予定の協議会へ素案を示し、関係自治会等の意見を反映させた上で、みたね繁殖農場に大口繁殖農場と八竜繁殖農場を加えた協定書を作成することとしておりますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、イベントの交流についてお答えいたします。

本町の観光イベントとして、世界じゅんさい摘み採り選手権、サンドクラフト、森岳温泉夏まつりなど地域資源を生かしたイベントを実施し、交流人口の拡大に努めております。

また、サンドクラフトと森岳温泉夏まつりにつきましては、実行委員会方式によりイベントの企画立案と運営が行われており、この両イベントについては共通要素や共通課題もあると考えております。今後は、この双方の実行委員の交流を進め、それぞれの立場から意見を出し合い、効果的な運営が可能となるよう検討してまいります。

また、各イベントへ来場されたお客様を森岳温泉へ結びつけることにつきましては、地元組織である森岳温泉活性化協力会や観光協会等との連携により、森岳温泉へ呼び込むための施策について協議し、ホームページやSNS等を活用した情報発信の充実を図り、誘客に努めてまいります。

議長（加藤彦次郎）

当局の答弁が終わりました。

1番の再質問を許します。1番。

1番（畠山勝巳）

今の教育長の答弁では、避難訓練はまだしてないと。何か資料を見ると消防計画が山本中でできたのは4月1日からということ。そういうふうな避難訓練もしていないのに、避難訓練で「可」というふうな結論は果たしてどうなのかと。そこら辺のところをまず一つ、そういうふうな答弁を、資料を作ったんですね。そういうふうな避難訓練で「可」とした、私に言わせれば言い訳的なものだと思うんですけれども、その経緯というのはどういうふうな、どういう調査からそういうふうな「避難訓練で可」というふうな結果に

なっているんですか。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（牧野誠一）

お答えいたします。

山本中学校の消防計画につきましては、今年度につきましては4月1日に改訂してございますけれども、土砂災害防止法ができて以来、担当課とそれから消防署とも協議しながら作成してきているものでございます。毎年改訂するということで、最新のものが4月1日からのものとなっておりますので、その点についてはご了承ください。

避難計画につきましては、土砂災害防止法で定めます、先ほど教育長がご答弁申し上げましたとおり、この法律の中で要配慮者利用施設という位置づけになってございますけれども、この施設においては避難計画を作成し、避難訓練を実施することが義務づけられておりますので、まずこの法律に基づくもので特別警戒区域の部分に対する中学校の対応というものはクリアしているものと考えてございます。

議長（加藤彦次郎）

1番。

1番（畠山勝巳）

まず、いずれにしても「避難訓練で可」というふうな回答が教育委員会から出された。それがいつの間にか、いつの間にかというか、私は分からないんですけれども、改修するというふうな、危険な箇所を改修すると、そういうふうな結論になっています。その改修になった経緯、いきさつ、その改修というふうなことを教育委員会でどのような形で議論されたのか、そこら辺を伺いたいです。（発言あり）

議長、隣で議論を妨害する人がいます。ちょっと、注意してください。

議長（加藤彦次郎）

私語は謹んでください。よろしくお願いします。

教育次長。

教育次長（牧野誠一）

お答えいたします。

土砂災害特別警戒区域につきましては、それこそ国で定めている中で、特に学校に対しては今お話し申し上げました要配慮者利用施設という位置づけもありますけれども、もう一つはやはりその下のほうに対しての急傾斜地の崩落というのも心配されておりますので、その辺をまず解消していこうということで、今回調査設計を行い、来年度改修工事、対策工事を行うという予定でいるところでございます。

議長（加藤彦次郎）

1番。

1番（畠山勝巳）

そうすれば、避難訓練もすると、そしてまた改修工事もすると。改修工事をするということは、安全性を高めると。逆に、危険性があるという認識で改修工事をするというふうな解釈でいいですかね。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（牧野誠一）

お答えいたします。

確かに特別計画区域につきましては県が指定しているものでございますので、当然危険性はあるということは重々承知しているところでございます。これに併せまして、一番危険性が著しくあるという位置づけにあるのが土砂災害特別警戒区域でございますので、まずこの解除を図って安全性を図ってまいりたいというところでございます。

議長（加藤彦次郎）

1 番。

1 番（畠山勝巳）

そうすれば、改修するというふうになった経緯が、教育委員会ではどのような議論がされたんですか。いつの教育委員会で改修するというふうな方向になったんですか。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（牧野誠一）

お答えいたします。

現在の土砂災害特別警戒区域につきましては、このたびの統合中学校の予定地とはちょっとずれておりまして、いずれこれまで小中学校再編に当たっての協議されている中で、現在の山本中学校を森岳地域の小学校として活用するという考え方も出てきた経緯がございまして、それに併せましてその後の協議の中で危険区域を解消していくということになったかというふうに私は認識してございます。

議長（加藤彦次郎）

1 番。

1 番（畠山勝巳）

教育委員会では、その危険性なり安全性も含めて議論してないということですか。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（牧野誠一）

お答えいたします。

今申し上げましたとおり、土砂災害特別警戒区域につきましては危険だということは承知していたということで今申し上げましたけれども、このような危険ということは当然教育委員会でも協議して対応を決めてきたものと承

知しているところでございます。

議長（加藤彦次郎）

1 番。

1 番（畠山勝巳）

いつの教育委員会でどのような議論をなさったのか、報告したのかということを知っているんです。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（牧野誠一）

お答えいたします。

今、その会議経過の資料が手元にございませんので、確認する時間をいただきたいと思います。

議長（加藤彦次郎）

1 番。

1 番（畠山勝巳）

それと、土砂災害特別警戒区域は改修でこれを直したいというふうな話です。ところが、土砂災害警戒区域は改善できない、解除できないというふうな話でした。じゃあ土砂災害警戒区域は危険じゃないというふうな認識ですか。そういうふうな危険性のあるところに学校が、新たな統合中学校が建たるわけです。そこら辺どういうふうに思っていますか。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（畠山勝巳）

お答えいたします。

土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域につきましては、現在、統合中学校を建設しているところからずれているものでございます。

今申し上げましたとおり、その後の小学校として活用する場合に、やはり危険な区域として指定されているものでございますので、それを解消するということはご理解いただきたいと思います。

それで、土砂災害特別警戒区域につきましては法的な規制もあるわけですが、ございますけれども、土砂災害警戒区域につきましては建築物や敷地への制限はない法律となっておりますので、絶対危険ではないといえればそれはあるというしか言いようがないんですけれども、法的な解釈としてはそういうものとなっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（加藤彦次郎）

1 番。

1 番（畠山勝巳）

先ほど言いました基本方針には、安全で安心なところに建つというふうなことが言われてますよね。土砂災害警戒区域、建てる予定のグラウンドから 100 メートルも離れてますか。恐らく 100 メートルもないと思います。

子供たちが、小学校であれ、中学校であれ、子供たちが、あそこら辺、周辺を散策したり、そういうふうな生活に使うことは十分考えられる。それは結局、安全に問題はないというふうな解釈ですか、どうですか。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（牧野誠一）

このたびの大雨で私もちょっと感じたところだったんですけども、やはり国なり県なりからもいろいろ警報が出るたびに教育委員会にも文書が来ます。やはり大雨の危険とか土砂災害の危険が迫っている場合にはこの近辺は使用しないということは中学校のほうでも重々承知しているところでございますし、またこの後新しい小学校ができた場合にもそのようなことについては確認していくことが当然と考えております。

議長（加藤彦次郎）

1 番。

1 番（畠山勝巳）

いずれ、今の話だと土砂災害警戒区域は危険だというふうな認識あるんですかね。何か安全で、そこに立ち入らなければ十分だと。毎日の学校生活の中で、立ち入られないような監視とかそういうふうなことができるんですか、実際問題として。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（牧野誠一）

お答えいたします。

安全安心につきましては、今回は特別区域の話は特にございませんでしたが、やはりこの警戒区域につきましては当然注意していかなければならないものと思っていますところではございます。

それで、何度も申し上げて申し訳ないんですけども、新しい統合中学校の話の今回検討委員会で行いましたので、危険区域につきましては特に触れてなかったというのが実情でございます。

議長（加藤彦次郎）

1 番。

1 番（畠山勝巳）

統合中学校の中学生だってあそこら辺十分散策しますよ。100メートルも離れてない、50メートルぐらいちょっとでしょう。そういうふうな状況に、危険な状況にあるというふうな認識、それが安全安心なんですか。そういうふうな判断しているんですか。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（牧野誠一）

お答えいたします。

危険区域でございますので、先ほど来申し上げておりますとおり、危険区域の一番上であります特別警戒区域の解除というのが一番最初にあるかと思っております。そのために今年度調査設計をして、来年度、この特別警戒区域の解除を図りたいということで工事を、のり面の手当てをしたいという計画でいるところでございますので、その辺では安全もまた図られていくのではないかなというふうに考えてございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

1 番。

1 番 （ 畠山勝巳 ）

何回も繰り返しますけれども、危険であることには間違いないんですよ。特別警戒区域が一番最も危険なんだけれども、警戒区域だって危険なことには間違いなくて、だからこそ県がそういうふうに指定しているんですよね。それが、学校、そんなに大したことがないような言い方、これが基本方針に安全安心なところに学校を建てるというふうな方針と整合性があるのかということなんです。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

教育次長。

教育次長 （ 牧野誠一 ）

今回の基本方針につきましては、統合中学校に關しての安全安心ということで、先ほど教育長が申し上げましたとおり、校舎敷地内、特に建設予定地を含めた周辺ということで検討してまいりました。

危険区域につきましては、散策というお話もございましたけれども、のり面の下は転作されている田んぼだったと思いますけれども、田んぼとか小さい水路がある程度で、散策できるような状態ではないというふうに私は把握してございますけれども、それは別にしましても、今回の検討事項の中には含めて考えておらず、また生徒が通学していく校舎までのところでの安全面ということを中心に話しした経緯がございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

1 番。

1 番 （ 畠山勝巳 ）

中学生でも小学生でもあそこに立ち入らない、立ち入らないようにするというふうなことができるんですか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

教育次長。

教育次長 （ 牧野誠一 ）

お答えいたします。

立ち入らないということは不可能だと思いますけれども、危険であるということを知周することは可能であろうかというふうに考えておりますし、危険が迫っているときには行かないというような指導もしなければいけないのかなというふうには思っております。

議長（加藤彦次郎）

1 番。

1 番（畠山勝巳）

まずいずれにしても、危険であるというふうなこと、それを前提としてやっているわけです。

それから、あともう一つ、特別警戒区域を改修すると。それは100%改修するというふうな設計なりそういうふうなことをやるというふうな理解でいいんですか。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（牧野誠一）

お答えいたします。

この特別警戒区域の手当てにつきましては、今、調査設計等を行っているところでございますけれども、いずれ県とも協議しながら、解除に向けた工法を協議しながら解除できるというふうにしたいと思っております。

議長（加藤彦次郎）

1 番。

1 番（畠山勝巳）

特別警戒区域が解除できなければ意味ないんですよ。100%解除できるというふうな設計なりそういうふうなものを確約してもらわなければ、この前、補正予算で3,000幾ら支出、可決しましたよね。それが無駄になってしまうというふうに私は理解します。だから、いずれ今後、恐らく特別警戒区域も結構難しいなと、解除するの難しいはずです。まずいずれにしても、それを間違いなく特別警戒区域は解除できるというふうに教育委員会は判断しているんですか。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（牧野誠一）

お答えいたします。

それこそ解除に向けて県と協議しているということでこれまで何度も説明しているところでございますので、解除できるものというふうに考えてございます。

議長（加藤彦次郎）

1 番。

1 番（畠山勝巳）

何度も確認しますけれども、じゃあ県は解除できるというふうな回答なりしているんですかね、そこ確認です。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（牧野誠一）

お答えいたします。

県との協議では、この後の調査に基づいて協議していくことになってございますので、解除したいということにつきましては理解をいただいているものと考えてございます。

議長（加藤彦次郎）

1 番。

1 番（畠山勝巳）

まずいずれにしても、土砂災害警戒区域、これも土砂災害のおそれのある区域というふうな形で防災マップには記載されて、それ全町民に配付されています。いずれにしても危険区域だというふうな認識。今の話では、統合中学校を建てる場所とは違うから、そこら辺はまず考えてない、考慮に入れなくてもいいような話です。だけれども、一旦災害が起これば、今回の豪雨にしても、ああいうふうな、もっともっと強い豪雨になる可能性だって、崩れる可能性だってあるわけです。そうってからでは遅いんです。まずそこら辺のところをきちっと検討してほしいなというふうに思います。

統合中学校に続いて、ナカショクの異臭対策について。

議長（加藤彦次郎）

先ほど保留されていた答弁ありますので。教育次長。

教育次長（牧野誠一）

お答えいたします。大変申し訳ございませんでした。

この協議がなされたのは令和3年2月21日の総合教育会議でのことで、改修の方針について話し合われているというものでございます。

議長（加藤彦次郎）

1 番。

1 番（畠山勝巳）

今の回答について、じゃあ総合教育会議で話したと。教育委員会では議論したんですか。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（牧野誠一）

お答えします。

教育委員会の会議においても、当然、総合教育会議に諮るわけでございますので、協議がなされているものというふうに思っております。

議長（加藤彦次郎）

1 番。

1 番（畠山勝巳）

議事録にその経緯が記載されていますかね。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（牧野誠一）

すいません、そこら辺ちょっと確認させていただきたいと思います。

議長（加藤彦次郎）

1 番。

1 番（畠山勝巳）

まずいずれにしても、教育委員会等できちっと段取り踏んで議論して、そういうふうにして物事を決めていくというふうなことが必要なんで、そこら辺を伺っているわけです。

続いて、ナカショクについての質問いたします。

町長からは、今後、ナカショクも考えていると言ったんですけれども、公害防止協定に私から言わせれば違反しているような状況が出てきたわけですね。それに対して、ナカショクに対して、町長としてのまず抗議というか、そういうふうなものを何かやりましたか。

議長（加藤彦次郎）

町長。

町長（田川政幸）

お答えをいたします。

先ほどお答えしたとおり、今回は、当初決められているというか、敷地境界線内での調査ということで、その点について基準値を超えたということでもあります。それ以外の協定書に書かれている部分での調査では全て基準値内だということで、今回に関して私からはそういう申入れはしておりません。

議長（加藤彦次郎）

1 番。

1 番（畠山勝巳）

まずいずれにしても、せんだっての会議では臭いを完全に止めることは無理というふうなニュアンスでありました。いずれそういうふうな異臭をかいだ、数字のことはまたいろいろあったとしても、町民はそういうふうな意味では被害者というか、被害を被っているというふうな感じです。そこら辺、町民が被害を受けているというふうな認識は町長にはありますか。

議長（加藤彦次郎）

町長。

町長（田川政幸）

お答えをいたします。

当初、ナカショクの前にアストン社と協定を結ぶと。そういう時点の中で私が説明を受けているのは、そういう住民の方々には臭気の被害を出さないと、最新の設備でやるという前提の中で今回の協定を結ばせていただいております。それは企業として努力するのが当然であるので、やはりそういう意味で住民の方々に被害が出るということであれば強く申入れをしなければいけないと、そのように思っております。

議長（加藤彦次郎）

1 番。

1 番 (畠山勝巳)

いずれにしても、そういうふうな出たことに対して、町長としての姿勢というか、ナカショクに対するそこら辺が町民にはちょっと分からないというふうなことがあります。だから、ナカショクに対して公害防止協定をきちっと結んだので、それには数字も出ているし、今回だっていろいろ場所の問題とか、いずれにしても臭気ですから、そのとき、時間帯によっていろいろ変わるわけです。いつも同じような異臭というふうなわけではないと思うんです。そこら辺も含めて、町としては、そういうふうな町民に迷惑かかる、被害を被るものは出してはいけないというふうな姿勢をもっとはっきりとして出すことが必要なんじゃないだろうかと思うんですが、いかがですか。

議 長 (加藤彦次郎)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

そのとおりだと思います。

議 長 (加藤彦次郎)

1 番。

1 番 (畠山勝巳)

それから、今後、大口とそれから大谷地の農場で協定を結ぶというふうな方向になっています。前回のアストンと結んだときは、浜田の公民館に町民が集まって町と話ししたんですけれども、町側は先にアストンと話しして原案をつくって、それを町民に提示したという経緯があるんです、それは田川町長の時代ではないんですけれども。そういうふうな経緯があるので、事前にその案を、原案を町民に指し示して、そこで納得を得たものをナカショクに提示してやるというふうな形での公害防止協定というふうなこと、そしてまた 3 つの農場を一括としてつくるのか、そことも個々別々につくるのか、そこら辺もどういうふうに考えなのかお伺いしたいです。

議 長 (加藤彦次郎)

町民生活課長。

町民生活 (荒川浩幸)

課長 お答えします。

協定書に関しましては、浜田連合自治会のほうからもそういう要望来ておりまして、いずれ今のみたね繁殖農場、大口農場、八竜農場一体となった協定書を 11 月上旬の協議会に素案として示す予定でおりますので、ご理解願います。

議 長 (加藤彦次郎)

1 番。

1 番 (畠山勝巳)

まずいずれ事前に町民に示して、それで納得を得た上で協定を結ぶというふうにしてもらいたいです。

それとあと3つ目に、活性化イベントの件です。

町長の答弁で納得するとか、そういうふうなことなので、まずいずれにしても、三種町を盛り上げるためのイベントはいろいろあるんですけども、それが個々ばらばらに行われると。その連携がすごく少ないんじゃないか。もっと連携しながらやっていけば、もっともっと効果が出るんじゃないのかというふうに、私、今回思ったわけなんです。そういうふうなことも含めて、例えば観光協会の在り方とかそういうふうなものをもっともっと検討することができるんじゃないのかと。まずいずれそこら辺のところで今後いろいろ取り組んでもらうことにして、私の質問を終了します。

議長（加藤彦次郎）

1番議員、先ほど教育委員会に「議事録はあるのか」という質問に「確認します」ということになっておりますので、（「保留」の声あり）保留されておりますので、一般質問は中断しまして、次に進みます。

次に、4番、平賀真議員の発言を許します。4番。

4番（平賀真）

それでは、私から、さきに通告しております3点について、町長の考えを聞きたいと思います。

1点目でございます。町職員の健康管理と勤務実態をお伺いいたします。

町職員の方々は、日々、町発展、町民の生命、財産を守るために職務に精励されており、心から感謝を申し上げます。

ハードな勤務となっており、職員の健康管理、精神的ケアにどのように取り組まれているのかお伺いいたします。

コロナワクチン接種、選挙、イベント、自然災害への対応等、多くの職員が動員されていると思いますが、それぞれの参加人数、勤務時間外の活動はどのようになっているのかお伺いいたします。できましたら月ごとの時間外勤務の時間はどのようになっているか提示していただければと思います。

2点目でございます。災害危険箇所の現場確認はどのようになっているのかお伺いいたします。

8月の豪雨で甚大な被害が発生し、被災された方々へは心からお見舞いを申し上げます。

町消防団、消防署、警察、町職員の皆様のご労苦に対し敬意と感謝を申し上げます。

近年、想定を超える甚大な被害が発生する自然災害が全国各地で起きております。当町では令和4年3月に防災計画が新たに作成されましたが、危険箇所の実態把握はされているのでしょうか。担当職員が現地を巡回し、県当局と連携し、住民への不安払拭のためにも未然防止の対策が必要と思いますが、今後の計画をお伺いいたします。

3点目でございます。新型コロナ感染に対する情報提供の内容をお伺いいたします。

新型コロナ感染症はいまだ終息の方向にはなく、能代保健所管内でも感染

者数が連日発表されております。感染者へは在宅療養、濃厚接触者の経過観察等、保健所の指導に従い行われておりますが、一般住民に対しての情報、療養、また経過観察期間等の情報が少ないのではないのでしょうか。安心して地域住民の交流が保てるように、町でも情報を提供すべきと思いますが、考えをお伺いいたします。

以上で壇上の質問を終わります。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

4 番の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

それでは、4 番、平賀 真議員のご質問にお答えいたします。

初めに、職員の健康管理と勤務実態についてでございますが、職員の健康管理につきましては、職員衛生計画に基づき、毎年定期健康診断を実施し、検査で異常が認められた職員に対しては二次検査の受診勧奨を行い、疾病の早期発見、治療に努めております。また、精神的ケアにつきましては、ストレスチェックの実施による産業医への相談や、長信田の森診療クリニックを「心の健康相談窓口」とし、職員が無料で相談できる体制を整えております。

令和 4 年度に各種事業で時間外勤務を行った職員数の累計と時間についてでございますが、コロナウイルスワクチン接種に関しましては 1 4 5 名、1, 3 9 1 時間、1 人当たりの平均時間は 1 0 時間、選挙事務に関しましては 5 月と 7 月に町議会議員選挙と参議院議員選挙を実施し 2 2 1 名、5, 3 9 0 時間、1 人当たりの平均時間は 2 4 時間、サンドクラフトと森岳温泉夏まつり等のイベントに関しましては 6 6 名、1, 0 6 2 時間、1 人当たりの平均時間は 1 6 時間、8 月の大雨災害に関しましては 8 9 名、8 7 4 時間、1 人当たりの平均勤務時間は 1 0 時間となっております。

なお、従事した職員数に管理職は含まれておりませんので、ご承知おき願います。

令和 4 年度において時間外勤務を行った月ごとの職員数と時間につきましては、4 月は 1 0 6 名、1, 7 9 0 時間、5 月は 1 1 7 名、3, 0 8 6 時間、6 月は 1 0 2 名、1, 5 3 3 時間、7 月は 1 2 1 名、4, 4 4 3 時間、8 月は 1 2 7 名、2, 1 4 2 時間となっております。

なお、令和 3 年度において時間外勤務を行った職員数は、月平均 9 3 名、1 人当たりの月平均時間は 1 5 時間となっております。

職員の時間外勤務については、時間外勤務命令の上限時間を定め、必要最小限の命令を行うこととしており、所属長と総務課において毎月の勤務状況を把握し、削減に努めておりますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、災害危険箇所についてお答えいたします。

本町において県が土砂災害特別警戒区域に指定している区域は、急傾斜地の崩壊区域が 5 8 か所、土石流区域が 2 5 か所、合計で 8 3 か所が指定され

ております。

昨年の12月には、土砂災害警戒区域となっている44自治会にハザードマップを拡大した写真や土砂ハザード情報などを提供しており、要配慮者施設の管理者等には円滑で迅速な対応ができるように避難確保計画作成の講習会を開催するなど、防災意識の向上を図っております。

今後の計画といたしましては、今回の災害の教訓を生かし、水害においては想定外の増水も視野に入れ、気象台ホットライン情報や秋田県総合防災情報システムを活用し、それぞれの危険箇所を確認しながら、警戒態勢の強化を図るためにも防災情報の提供等を積極的に行ってまいります。また、判断基準や初動マニュアルを見直し、職員相互の連携を図ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供についてお答えいたします。

連日報道されておりますコロナウイルス感染者数は、各医療機関等から管轄保健所に報告されたものを基に公表されておりますが、秋田市を除き、県内市町村の個別数値は発表されておられません。

現在、主流とされるオミクロン株の感染対応といたしましては、一般的な療養期間は症状が現れた発症日から10日間、濃厚接触による経過観察は接触日の翌日から5日間と言われておりますが、感染時における症状の有無、療養期間における症状の軽快時期などに違いがあるほか、さらに今月7日には国が期間短縮の方針を決定するなど、目まぐるしく情勢が変わってきていることから、発熱時や感染者との接触などにより不安を抱えながらも必要な情報を得ることができない住民の方も多くいるかと思っておりますので、新型コロナウイルス感染症に関する相談・問合せ窓口の周知により、住民の不安解消に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

当局の答弁が終わりました。

4番の再質問を許します。4番。

4番（平賀 真）

それでは、1点目の再質問を行いたいと思います。

それぞれ職員の方々、時間外活動でご尽力いただいたことに、改めて敬意を表したいと思います。

先ほど町長答弁の中で、年1回定期健診、また二次検診等を行っているということでございますが、職員の方々の健診の受診率、もしお分かりのようでしたらお知らせいただければと思います。

議長（加藤彦次郎）

総務課長。

総務課長（石井靖紀）

お答えいたします。

令和3年度の実績になりますけれども、会計年度任用職員を含め対象職員

が350名おりました、病気休暇、育児休暇の長期休暇取得職員以外の343名全員受診されておりますので、100%となっております。

議長（加藤彦次郎）

4番。

4番（平賀 真）

やはり町民の模範となるべく町の職員の方々が100%健診されていることはよろしいかと思えます。どうぞ職員の方々は無理をせず、やはり精神的な面も利用できる医療制度等は利用して、健康でなければ町民のためにも働くことができませんので、総務課長が一番管理になるんでしょうか、ひとつ頑張ってくださいと思います。

ただ、この時間外の中で、かつては代休制度とかあったと思えますけれども、代休とか振替休日という言い方もしたんですけれども、現在そういう制度はあるんでしょうか、参考まで伺いいたします。

議長（加藤彦次郎）

総務課長。

総務課長（石井靖紀）

現在も土曜日、日曜日の週休日につきましては振替制度となっておりますが、いずれワクチン接種とそれらにつきましては国の事業でございますので、現在は時間外対応で対応しております。町の単独でやっているイベント関係につきましては振替対応ということで勤務しておる状況でございます。

議長（加藤彦次郎）

4番。

4番（平賀 真）

それでは、先ほど町長から時間外の数字を聞きましたが、一応確認ですが、そうすると当然イベントとか振替等になったものは時間外ではないという認識、さっきの数字に入っていないということでよろしいですか。

議長（加藤彦次郎）

総務課長。

総務課長（石井靖紀）

お答えいたします。

勤務時間ということで集計には入っております、で振替を取っていると。土曜日、日曜日に勤務した時間外として集計にしております。

議長（加藤彦次郎）

4番。

4番（平賀 真）

どうか、かなりの職員の勤務場所といいたいでしょうか、課によってそれぞれ残業時間がまちまちかと思いますが、どうかそういった肉体的というよりも精神的な負担にならないように、恐らく現在の職員配置のほうも通常勤務でいっぱいいっぱいだと思いますので、どうかそういった方々の状況をいち早く認識しながら健康管理に努めていただければと思います。

それでは、2点目のほうの質問に行きたいと思います。

今般の大雨でいろいろな被害が発生して、担当課のほうはそれぞれ現地へ行っていると思いますが、令和4年3月の防災計画が出ておりますが、地図等で土砂災害危険区域とか出ておりますが、それぞれの担当課で、若い職員の方もいらっしゃると思いますが、全部の箇所をそれぞれ、要は対応する職員は現地で確認されたのでしょうか。取りまとめの段階で現地に足を運んで、そしてまた今回の災害、豪雨の後で現場のほうの状況等を確認されたのか、その辺お伺いいたしたいと思います。

議長（加藤彦次郎）

町民生活課長。

町民生活（荒川浩幸）

課長 お答えします。

町民生活課としては、水位、これが一番見なければ駄目で、水位に関しましてはライブカメラ、そして消防団と連携を取りながらその状況を見ていたと。そういう態勢を取っております。

それで、現場で土砂災害が起きた勝平がありますけれども、その辺に関しましては建設協会に依頼したりとかして確認を取っております。

あと、地域防災計画にのっている設置基準や業務分掌、これは各課長にも配付しておりますので、各課長が確認取っていると思います。以上です。

議長（加藤彦次郎）

4番。

4番（平賀 真）

町民生活課が取りまとめといいましょうか、一番の対応になるかと思えますけれども、それぞれ農林課、建設課等は特に防災の箇所に関してはどのように認識されているのかお伺いしてよろしいでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

暫時休憩します。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

議長（加藤彦次郎）

会議を再開します。

先ほど4番議員から「防災計画策定時に現場を確認したか」という質問がありました。それについて、改めて答弁を求めます。町民生活課長。

町民生活（荒川浩幸）

課長 お答えします。

先ほど危険箇所が83か所あるということでありましたけれども、これに関しましては全部現場を回っているわけではありません。県から提供された

航空写真、それでは確認を取っておりますけれども、８３か所全部は確認しておりませんが、県から提供された土砂災害緊急看板を設置する際に、その辺を半分ぐらいは回っていますが、全部８３か所を回っているというわけではありませんので、ご理解願います。

議長（加藤彦次郎）

農林課長。

農林課長（工藤伸也）

お答えを農林課からさせていただきます。

我々のほうに関連するとなると防災重点ため池が災害等の対応ということになろうかと思えます。５５か所ありまして、昔からため池の点検とかいろいろ県のほうでもやっていただいておりますし、今回５５か所を指定するに当たって県と協議の上でやっております。なので、先ほどの町民生活課長と同じような回答になりますが、全てを回っているということではないことをご理解いただきたいと思います。

議長（加藤彦次郎）

４番。

４番（平賀 真）

県からの航空写真ということでございましたけれども、もしこの８３か所、またため池は５５か所ということでございますが、今後、地図上のポイントだけではなくて、言ってみれば県の航空写真はかなり上からの、防災ヘリからの写真だと思いますので、もしできるのであれば、若い職員といいたいでしょうか、まだ現場を経験してない職員の方もいらっしゃるかと思えますので、そういった方々と町にあるドローン撮影、そういったものを防災マップのほうに添付できるような形で、もしくは調べるとそういった画面が出てくるような形ですね、全て。一番いいのは現場に足を運べばよろしいでしょうけれども、なかなかそうはいかないと思えますので、そういった危険箇所を、当然夏とか草が生えると分からなくなると思えますので、春先とか林の中であれば葉っぱが落ちた冬の前、晩秋か春先とかそういった時期、季節を選んで一旦そういった形で把握するのも手かと思えますが、今後そういった形で危険箇所の把握に努めていくような考えはありますでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

町民生活課長。

町民生活課長（荒川浩幸）

お答えします。

議員ご指摘のとおり、現場確認は大事だと思いますので、今後検討していきたいと思っておりますので、ご理解願います。

議長（加藤彦次郎）

４番。

４番（平賀 真）

あと危険箇所のところで、防災計画を見ますと全てその危険箇所の下流と

いいでしょうか、被害が及ぶところで世帯数、住民数も明記されておりますので、今後そういった箇所ですね、当然、土砂災害のほうは補修工事とか県のほうの担当になるかと思えますけれども、それに伴う水路とかは町のほうの担当、未然防止とか担当になるかと、そういった何か県とリンクする箇所が多々あるかと思えますが、その辺のところの県との連携とかですね、言ってみれば災害が起きてから現場確認してそれから補修ではなくて、未然防止、今回以上の豪雨が発生した場合を想定して、三種川はもちろんですけども、そういった土砂災害危険地域の未然防止の対策、今後県とどういうふうに詰めていくのか、計画がありましたらお知らせください。

議長（加藤彦次郎）

町民生活課長。

町民生活（荒川浩幸）

課長 県との協議につきましては、当然、総合防災課、建設部河川砂防課、あと山本地域振興局、この辺と連携を取っていくことになりますが、いずれ今回の災害を教訓に、幾らか指摘されたこともありますので、その辺を会議で話し合っていくことにしておりますので、ご理解願います。

議長（加藤彦次郎）

4番。

4番（平賀 真）

当然、県のほうでも工事に関しては優先事項があるかと思えますので、まず一番のところは住民の生命、財産を守ることだと思いますので、想定ができていますはずですので、その優先順位をつけて、どうか前に進めるよう頑張っていただければと思います。

それでは、3点目のコロナの情報提供についてお伺いしたいと思います。

やはりコロナに関しては、先ほど町長の答弁にもありましたように、国の発表、基準というのが本当に目まぐるしく動くといいでしょうか、経済優先という方向に切り替えるためにそれぞれの自粛期間等が、また某とあるテレビ番組の中では「感染していても近いところだと買物に行ってもいい」とか、そういうふうな情報が本当に錯綜している状態で、言ってみれば一般町民の方々も不安になるというのがありまして、当然小さな集落ですと、個人情報もありますけれども、どうしても家族がコロナにかかったというのが周知の事実になっていまして、そういった方々が出歩くとやはり警戒するというのが田舎のほうの、ご本人はちゃんと保健所の指導に従って療養期間も経過観察も済んだということで出歩いているんでしょうけれども、そういったご本人方は保健所の指導に従って解除になっているんですが、周りの方々は何日とかまさか指折り数えているわけもないので、そういった情報、待機する情報を、先ほど相談窓口というのがあったようですけれども、たまに防災無線で人権擁護とかいろいろなことをやっているといいますけれども、防災無線を通じてコロナに関する、別にこれはかかった人じゃなくて、地域のほうの情報提供等、相談窓口というものを設置していることを明記してです

ね。あと、できますれば月1回の広報の中に最新情報を載せるという形ですね、あまり詳しくは必要ないんですけれども。先日も、地元紙、県の意見広告というんですか、全面を使って、それぞれの知事でしたかな、ああいうふうな形で出しておりましたけれども。

町長としても、今後やはり町民が一つの気持ちを持って安心して暮らせるまちづくりのためにもこういった情報の提供が必要かと思っておりますので、もし担当のほうで今後どういうふうな形で情報を周知する考えがあるのか、ありましたら伺いたいと思います。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進（小松 仁）

課長 答えいたします。

今後の情報提供についてでございますが、先ほど議員のほうから防災無線のお話もありましたけれども、なかなか防災無線では数字的なもの、日数的なもののお知らせというのはちょっと難しいかなということで、今現在考えられることは、まず広報紙の活用、相談窓口、県あるいは身近なところでは保健センターというようなことで相談窓口の案内をしていきたいなというふうに思っております。また、どうしても目まぐるしく変わる情報がありますので、ホームページの中で1つのページを開くことによって厚労省のページであったり県のほうのホームページに、集約したページの作成を今現在考えてございます。

議長（加藤彦次郎）

4番。

4番（平賀 真）

様々な形で情報提供はできるかと思っておりますので、やはり一番不安なのは高齢者の方々だと思いますので、なかなか高齢の方々にパソコン、スマホでホームページを開いてくれと言っても無理があるかと思っておりますので、どうか、災害も同じです、災害、またこういったコロナも同じですけれども、どうか町民に寄り添う町を目指して、町長、副町長が中心になりまして、全課が同じような、それぞれの課で同じような認識で健康に留意しながら町民のために頑張っていただければと思います。

以上で質問を終わります。

議長（加藤彦次郎）

4番、平賀 真議員の一般質問を終わります。

次に、12番、三村 眞議員の発言を許します。12番。

12番（三村 眞）

12番、三村 眞です。

一般質問に入る前に、8月の豪雨災害において被害に遭われた方々へ心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして、初の一般質問を行います。ご答弁をよろし

くお願いいたします。

私からは、ヤングケアラー、若者ケアラーについてであります。当質問は、ただ単にヤングケアラー、若者ケアラーをなくすというだけではなく、学校教育や社会生活全般に影響を与え、子供の人権、ケアラー当事者の人生も変えてしまうおそれがあると考えられます。また、子供の貧困問題、児童虐待といった内容と大きく直結することから、事案発生時、本町においてこれからの対策等に資するものであります。

イギリスでは今から300年ほど前から当たり前のようにヤングケアラーという言葉が使われておりました。しかし、日本の現状ではいまだなじみの薄い言葉であります。

そもそもヤングケアラーとは、法定上の定義はありませんが、一般的に病気や障害のある家族に対し、本来大人が担うとされている家事や世話を日常的に行っている子供とされています。また、若者ケアラーとは18歳からおおむね30歳代までのケアラーを想定しています。

厚生労働省では令和2年度ヤングケアラーの実態に関する調査研究が行われ、小学6年生のおよそ15人に1人、中学2年生では17人に1人、高校2年生では24人に1人の割合でケアラーの結果が出ております。

秋田県でも同じく実態調査が行われ、秋田県介護支援専門員協会により令和3年度の報告書が出ております。実態調査の結果を見ると、秋田県に限らず、全般的にケアラー当事者は日常化されており、自分はケアラーだという認識がないまま過ごしているのが現状です。また、当事者であるにもかかわらず、どこに相談したらよいのか分からない、適切なサービスやケアが受けられないといった悩みがあります。

そこで、私からは本町における現状と方向性についてご所見をお伺いいたします。

- ①ヤングケアラー、若者ケアラーについて、本町ではどう認識しているのか。
- ②本町のヤングケアラー、若者ケアラーの人数は把握できているのか。
- ③ヤングケアラーを早期に発見し、状況を把握するために、小中学校の教職員に対しどのような体制を取っているのか。
- ④ヤングケアラーを発見した場合、児童生徒に対しどのような支援を行っていくのか。

以上、この4つについてご答弁をよろしくお願いいたします。

私から壇上での質問はこれで終わります。

議長（加藤彦次郎）

12番の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、12番、三村 眞議員のご質問にお答えいたします。

ヤングケアラー、若者ケアラーについてでございますが、小・中・高校生

などが、料理、洗濯などの家事、あるいは幼い兄弟、病弱な家族の世話などを行い、家族を手助けすることは、素晴らしいことでありますが、それが常態化して過度な負担が続く場合には、心身の健康や生活面、学習面などに様々な影響が出てくるおそれがあります。また、10代後半や20代などの若者の場合には、家族のケアに対する責任が重くなる分、精神的にも追い詰められる危険性もあり、進学や就職、結婚などにも影響が及んでくるのが危惧されます。

このように、ヤングケアラー、若者ケアラーにつきましては、当事者となる子供、若者の将来をも左右する問題として認識しているところであり、町といたしましてもケアラー問題について理解促進を図ることや支援体制の整備に向けた取組を進めていく必要があると考えております。

次に、ヤングケアラー、若者ケアラーの人数につきましては、小中学校や地域の状況に詳しい民生児童委員、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーとも連携しながら、ヤングケアラーとなり得る児童生徒の把握に取り組んでおりますが、これまで該当するような事例は把握されておられません。また、若者ケアラーにつきましては人数の把握はできておりません。

次に、ヤングケアラーを早期発見、状況把握するための体制につきましては、学校において児童生徒の様子を日常的に観察する中で、兆候や該当事例の早期発見に努めるとともに、該当する事例が確認された場合には担任が面談や家庭訪問を行い、実態の把握を行うこととしております。

次に、ヤングケアラーを発見した場合の支援につきましては、学校におきましては担任やスクールカウンセラーの面談などを通じて、児童が抱えている家庭内の不安や悩みを解消できるよう支援し、支援が必要な家庭に対しては確実に既存の福祉制度や支援の窓口につないでいけるよう教育、福祉、子育て、介護等の各部門において情報共有を図るとともに、各地域を担当する民生児童委員や社会福祉協議会とも連携しながら全庁的に対応してまいります。以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

当局の答弁が終わりました。

12番の再質問を許します。12番。

12番（三村 眞）

今、町長からの答弁を伺いまして、これに関連することを再質問させていただきます。

まず①からです。町のほうでどう認識しているかということですが、町長の答弁にもありましたけれども、町長のほうが一番よく認識のほうが強くなっているなということが分かりました。ですので、私との認識は共通するものだと捉えました。今の答弁からです。

それで、関連することなんですが、今、私が思っているのは、北羽新聞にも今年の3月掲載されておまして、多分町のほうでも福祉課のほうでも読んだかと思うんですが、やはりこういう状況をしっかりと認識をするため

に、能代市で行われています総合支援拠点というものがあります。これは専門性とかソーシャルワーク機能を充実させるという意味もあるんですが、そういう支援体制というものはこの後三種町でもつくっていく計画というものはないのでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進（小松 仁）

課長 答えいたします。

先ほど能代市のほうで設置しております総合支援拠点につきましてお話がありました。現在、国のほうで子どもセンターを2024年4月以降に設置ということで案件として考えられているようでございます。その内容としましては、今、議員がおっしゃってございました総合支援拠点施設と現在みっしゅにあります包括支援センター、これを合わせたものということで、国のほうで今進めているということで認識してございます。

今回、みっしゅが7月にオープンしたことに合わせまして、この支援センターと児童虐待の担当が1つのところに業務が集約したことで、出生時から問題のある家庭をいち早く認識できるような状態になったというふうに考えてございます。その上で、この拠点施設につきましても、今後、必要性、町の規模としての専門職の配置などいろいろ課題もございますので、各市町村の状況、あるいは今後、町長ともそのあたり情報共有しながら検討していきたいというふうに考えてございます。

議長（加藤彦次郎）

12番。

12番（三村 眞）

今、推進課長のほうから答弁いただいた中に「みっしゅ」という言葉が出てきておりました。それに関わることもちょっとあるんですが、WHOとか改正児童福祉法によるとヤングケアラーというのは児童虐待の領域に入るといふことにされております。それで、みっしゅのほうの仕事の内容も確認したところ、子供の貧困とか児童虐待を取り扱うということも書いておりました。

それで、昨日、福祉課長にもお伺いしたんですが、この町にソーシャルワーカー、社福士さんが6名いらっしゃるということでした。山本、琴丘、八竜に2名ずつの配置だそうです。私が思うには、そういう相談的にきちんとやれる社福士というのは、私たちよりもすごい高度な知識と技術を兼ね備えた方だと思っています。みっしゅにもやはりそういうふうな担当する職員はいるんだけど、もっとそういう専門性を高めるためにそちらのほうにもソーシャルワーカーを1人置いたほうが良いと思うんですが、そういうお考えはないのでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進（小松 仁）

課長 お答えいたします。

専門的な職員の配置は確かに方向としては一番いいことということは把握してございますが、どうしても職員の配置の関係がございまして、対象事案が起きてからというのは遅いということは認識してございますが、今現在、県の児童養護施設あるいは福祉事務所と連携を取りながら対応していけるというふうに考えておりますので、いましばらくの間は検討ということにはなるとは思いますけれども、差し当たっていつまでにということの検討のところまでは至っておりません。

議長（加藤彦次郎）

12番。

12番（三村 眞）

せっかくみっしゅという大事な組織がありますので、この後、やはり先ほどおっしゃっていましたが、事案が発生してからでは非常に遅い状況だと私は思っています。その前にやはりきちんとした組織、骨組みはできていると思っていますので、肉づけをきちんとしていく上でもこれからやはりもっと内容を精査していく必要があると思っています。そのところをお願いできればなと思っています。

あともう1点であります。こういうご時世を見たときに、児童虐待を受けている子供たちって私が思うところでは三種町にも件数があったりだんだん増えてきているんじゃないかなと思うんですが、そのところを教えてください。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進（小松 仁）

課長 お答えいたします。

増えてきているかという部分につきましては、私の記憶では、何というんですか、極端な増加傾向というよりも、一定数は確かにございます。それが大幅に伸びているということでもなく、また逆に少なくなっているということでもなく、一定数値が、数十件の何といいますか、案件、対象児童として抱えていることは事実でございますが、それが大幅に伸びているということの認識はございません。

議長（加藤彦次郎）

12番。

12番（三村 眞）

これからそういう状況なんかもきちんと含めて精査していただけたらなと思っています。やはり事案が起きてから重い腰を上げるのでは非常に遅いかと私は思うので、町のほうでもそういう積極的に動く姿勢を見せていただきたいなと思っています。

②の人数把握はできているかということについて、再質問させていただき

ます。

ヤングケアラーの事例がないということと若者ケアラーの人数は把握していないという答弁がありました。私が思うには、恐らく全数把握とはいかないものの、町独自で少しでも調査をする方向性に持っていけないかと私は思っています。それをやるためには、きっとアンケートをやったとしても、なかなか答えないと、デリケートな問題とかプライバシーの問題にも発展はするんですけれども、やはりそういう調査をしていかないと網目の粗いケアになったり、ますますケアラーの認知度というのが知られていかなくなるというのが私の中でも感じています。その件についてどうお考えでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進（小松 仁）

課長 答えいたします。

先ほど議員のほうから調査ということでご提案がございました。確かに調査の方法によっては事実確認ができる可能性も当然秘めていると思います。ただ、議員からおっしゃられたとおり、なかなかプライバシーの部分もありまして、そのあたりは情報がどのぐらい得られるのか、調査の要は聞き方だと思いますけれども、そのあたりはかなり難しい、簡単にそれがイコールの数字に結びつくかと、ゼロではないと思いますけれども、単純な聞き方ではなかなかそこにたどり着けないということと考えてございます。

そういった意味で、先ほど町長からも答弁あったかと思いますが、広く地域あるいは学校、あるいは先ほども申し上げましたけれども、出生時から家庭の状況を把握して、そういった総合的な部分の情報を集約して、可能性のある世帯、家庭を抽出しながらそこに絞っていくような把握のほうにより確かではないかなというふうに考えてございます。

議長（加藤彦次郎）

12番。

12番（三村 眞）

健康推進課長のおっしゃることももちろんだなと思っております。ですが、この間、県の先生ともいろいろお話でレクチャー受けたときに、やはりもっと人が、民生児童委員がいらっしゃるわけですが、きっと民生児童委員もこの内部事情とかいろいろな詳しい中身というものはなかなかまだ認識できてなくて、これからきっとそうなりと教育等のことも必要になってくるかと思っております。ですが、やはりもっとソーシャルワーカーも、町のほうにいらっしゃるの、足を使って、例えば保育園とか学校に行って今の状況を伺うということもきちんとまずやらしてもらえたらなと私は思っていますが、いかがでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進（小松 仁）

課長 お答えいたします。

確かに、足を使ってというご提言でございますが、現場で子供たちの表情で分かる専門の方がもしいるとすればそのような方向も検討の材料としてあるのかなと思います。なかなか保育園あるいは小学校、児童生徒に直接、担当職員が直接面談してそこまでの情報を得られるのか、足を使って面談した場合、そういったことを判断できるのかというのはかなり難しい部分があると思います。

そうした、先ほども申し上げましたけれども、ある程度絞った形で、可能性のある子供がいた場合、専門のソーシャルワーカーとかそういったことを臨時的といいますか、活用することも検討していきたいなというふうを考えてございます。

議長（加藤彦次郎）

12番。

12番（三村 眞）

今、検討という言葉が出てきましたので、この後もそういう言葉とか、気持ちがあるということだと私は認識しているので、この後もきちんとした方向性をつけて動いていただけたらなと思っております。

続きまして、③どのような体制を教職員に対して取っているかということです。それについて伺いいたします。

子供も産んでなくて、育てたことない私でも、やはり今の学校教育の中を見ていると非常に先生方の仕事の多さとか精神的な負担とか、すごく大変なんだよなというのが私でも認識しております。その中で、こういうケアラーとかの子供たちへの目配り、気配り、もしいた場合、接していくに当たって、これもやはり先生方の大変さもあるんだなと思っておりますが、ちょっと私の考え方がずれているかもしれませんが、なかなか町と学校教育との情報交換とか連携性がうまく保ててないような気がするんですが、どういうふうにお考えでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

暫時休憩します。

午前11時49分 休憩

午前11時50分 再開

議長（加藤彦次郎）

会議を再開します。

健康推進課長。

健康推進（小松 仁）

課長 お答えいたします。

まず学校からの情報とかも随時、ほかから見ての情報、これが薄いと見られているのかもしれませんが、そういった事案が発生した場合は即時に情報が来るように今現在もなっているものと認識しておりますし、今後もまたそのような事案が発生する前に再度確認する意味で庁舎内の連携をさらに強くしていきたいというふうに考えてございます。

議長（加藤彦次郎）

12番。

12番（三村 眞）

もう1点伺います。

6月に能代市の市議会に傍聴に行ったときに、この件で取り上げてくださった若い世代の議員がおりました。その中で、教育長が答弁した中で、やはり学校教育の中でも先生方とかに対し、こういうことがあるんだよということで少し研修とか、こういうふうな方向性で周知をしていきたいというような答弁をされておりました。

三種町でも学校教育の中でそういうふうに先生方に体制のやり方とかって教えているもんですか。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（牧野誠一）

お答えいたします。

学校での指導というのは、特に教育委員会が直接赴いたり講師の方を招いたりしてとかっていうことは現在はありません。ただ、ヤングケアラーはじめ子供の貧困問題につきましては、国・県等からもやはり文書が来ております。このような文書やリーフレット等を配付しながら啓発しているということでございます。

議長（加藤彦次郎）

12番。

12番（三村 眞）

啓発活動もこれから必要になってくると思うので、先生方のご苦労も多いかと思っておりますけれども、そういう面々でまた広く周知していただけたらなと思っています。学校教育のほうにもきちんと周知してもらえればありがたいです。

最後の質問になります。

④児童生徒に対してどのような支援を行うかということですが、ちょっと前後してしまうかもしれませんが、三種町のほうで見たときに、私が最初この事案を取り上げるときに、資料を請求したときに、事案がないということもありまして、なかなか資料のほうも入手することができませんでした。ですけれども、三種町要保護児童対策地域協議会というのがあるというのを私ちょっと資料で分かったんですけれども、この中にその他の関係機関等の中で三種町校長会というのも入っております。その中で、今まできつ

と学校で事案が発生すれば学校教育法、福祉の面々で分かれば児童福祉法というふうに分かれて物事を進めようとしている縦割りの状況でもあったんですけれども、この後やはり学校とか福祉のほうを連携して1つの方向性に導くという方法は三種町でも考えていないのでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進（小松 仁）

課長 答えいたします。

今、議員おっしゃってありました要保護児童対策地域協議会につきまして、先ほどの校長会等の関係機関ということで上がってございます。当初の町長の答弁のとおり、関係課は当健康推進課だけでなく、福祉、教育委員会あるいは学校、校長会と連携して、当課が窓口となってこの対応に当たっていくものということで、その上で協力を得ながら進んでいくというふうに理解してございます。

議長（加藤彦次郎）

12番。

12番（三村 眞）

来年度ですけれども、県のほうでも、こういう事案が発生したときに1つの関係機関に、すぐその当事者を関係機関に結んでいけるようにという特にスピード感を持って対応できるという方向性に来年度から進んでいく様子もあるので、どうか県との関係性を注視しながら学校でも町のほうでも動いていただけたらいいなと思っております。

このタイミングで私がこの一般質問を取り上げたというのは、ちょうど7月にみっしゅがオープンしたので、きっと今やったほうがもう少しより強く内容が深まっていくんじゃないのかなという気がしました。せっかく町長が子育て支援に力を入れているということは、すごくやはりほかの他町村から見てもすごく注目度というのは高いかと思います。私もいろいろな三種町以外のほうで仕事をしていると「三種町ってこういう子育て支援に一生懸命やっている町だよ。だけど、うちほうにはないんだよ」という声を聞くことができます。

私は、議員という立場を抜きにして一個人で考えると、そういう思いというのはやはりもっともっと前に推し進めていくべきだと私は思うので、子育て支援の部分で形ができたらもう一つこういう児童福祉の部分でも骨格をきちんとして、組織もきちんと前もってつくっておいて、それが2つの両輪が合わされば、やはり本来の子育て支援という方向に向いていくかと私は思っています。ですので、この後、私も県とか国とか他町村の動きを注視しながら見ていきたいと思っています。

それに、一般質問で取り上げたからには自分にもきっと責任があると私は思っています。言いつ放しとかやりつ放しだけにしないで、私もほかの関係機関と連絡とか情報収集しながら、こういう困っている子供たちにいち早く

支援の手を差し伸べてあげれるような体制がつかれるように協力できたらな
と思っていますので、この後も町のほうでも一生懸命前に進めていただきた
いと思っていますので、声を大にして言わせていただきます。

私からの再質問はこれで終わります。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

12番、三村 眞議員の一般質問を終わります。

昼食のため、午後1時まで休憩とします。

午前11時58分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

会議を再開します。

6番、遠藤勝昭議員の発言を許します。6番。

6 番 （ 遠藤勝昭 ）

それでは、私のほうから壇上での質問をさせていただきます。

まず初めに、燃料、肥料、農薬、資材等の高騰による農家への助成につ
いてでございます。

今年も間もなく収穫の秋を迎えますが、農業情勢は依然として厳しい状況
が続いております。高齢化、担い手不足により離農する方々が増え、耕作放
棄地が増加しています。そしてまた、米価等の低迷により農業経営が圧迫さ
れている状況であり、このような厳しい状況下で追い打ちをかけるように、
燃料、肥料、農薬、資材が高騰し、経営状況は厳しくなるばかりでありま
す。これに伴い、次年度に向けて安心して農業に取り組めるよう農家への助
成を計画してはどうか。そしてまた、作付面積は近年どれほど減少している
かを伺います。

そして、もう1点、給食センター周辺の地盤沈下、道路冠水についてでござ
います。給食センター周辺は、軟弱地盤のため、周辺の地盤沈下が進んで
いるが、建物、外構への影響はないか伺います。そして、給食センター前の
町道は少雨でも道路が冠水し、住宅敷地内への浸水も見受けられるため、排
水路の改善を考えているか伺います。

そして、もう1点、農業用ため池の整備についてでございます。

8月の大雨により、三種川の氾濫で大きな被害が確認されております。こ
の一つの要因が、ため池の決壊により被害が拡大したと伺っているが、三種
町内に農業用水利のため池は何か所あるかお伺いします。

そして、ため池の管理用道路が整備されていない場所も多数あると地域
の方々から伺っております。山の奥地にあるため、徒歩で進まなければなら
ず、時間も労力もかかり、難儀しているのを、管理用の整備を計画してはど
うかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

議長（加藤彦次郎）

6番の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、6番、遠藤勝昭議員の質問についてお答えいたします。

初めに、燃料、肥料、農薬、資材等高騰による農家への助成につきまして、現時点では国が実施する肥料費の価格高騰対策支援として、農業者グループが肥料低減の取組を実施した場合、前年と比較して増加した肥料費の7割を助成する制度が示されております。町としても、農家の方々の経営継続意欲高揚のため、いち早く価格高騰に対する支援の方向性を示す必要があることは承知しておりますが、今後の国・県の動向を見極め、物価高騰による町内農業者への影響を精査しながら、町独自の支援策を検討してまいりたいと考えております。

次に、町の主な農産物の作付面積についてでございますが、5年前の平成29年では主食用米が3,236ヘクタール、備蓄米367ヘクタール、加工用米319ヘクタール、大豆が842ヘクタール、ソバが38ヘクタールとなっており、令和3年では主食用米が3,731ヘクタール、備蓄米72ヘクタール、加工用米44ヘクタール、飼料用米105ヘクタール、大豆762ヘクタール、ソバ37ヘクタールとなっております。今年は、主食用米が3,621ヘクタール、備蓄米198ヘクタール、加工用米52ヘクタール、飼料用米55ヘクタール、大豆が751ヘクタール、ソバが69ヘクタールの作付予定となっており、現時点では今年の主食用米の作付面積は昨年から110ヘクタール減少する見込みとなっております。

議長（加藤彦次郎）

教育長。

教育長（藤田良博）

続きまして、私から、給食センターの建物、外構への影響についてお答えいたします。

学校給食センターは、平成20年度に建築され、平成21年度から運用を開始している施設でございます。ご指摘のとおり、給食センター建物周辺は軟弱な地盤であり、地盤沈下があることは承知しているところでございます。建設以降、これまで地盤沈下による建物本体への影響はございませんが、周辺において地盤沈下の影響と見られる下水道管やグリストラップの損傷が発生しており、その都度補修し、対応をしてくれているところでございます。当面は建物への影響や車両の通行に支障が生じないかなどに注意しながら、補修が必要な場合は適宜対応してまいりたいと存じます。

議長（加藤彦次郎）

町長。

町長（田川政幸）

それでは、私のほうから、給食センター周辺の道路冠水についてお答えいたします。

給食センター前の町道につきましては、以前から排水状態が悪く、改善要望があることは承知しておりますが、当該地周辺の水路は道路排水と農業用水・排水を兼用しているため、道路を管理する県や水利組合などの関係各所と協議の上、排水路の改善を図る必要があると考えており、今後対応策を検討してまいります。

続きまして、農業用ため池の整備についてお答えいたします。

町に届けられている農業用ため池の総数は242か所あり、そのうち55か所が防災重点ため池に指定されております。町にあるため池の半数以上は築造から100年以上経過しているものと想定されるため、管理のための道路は狭隘なものが多く、施設維持に難儀されているものと推察いたします。

管理用道路の整備につきましては、ため池管理用道路整備のための補助事業等がありませんので、整備費用全てが町単独費となります。狭隘な道路ともなれば拡幅等に伴う測量や用地補償など附帯する経費も想定されますので、管理用道路単独での整備は難しいものと考えております。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

当局の答弁が終わりました。

6番の再質問を許します。6番。

6番（遠藤勝昭）

答弁ありがとうございました。

まず初めの燃料高騰等についてのお話ですけれども、先日概算金が発表されまして、昨年より500円増の1万1,100円という概算金が出ております。この金額としましては、まだまだ農家の視点では大変な金額でございます。先ほども質問したとおり、次年度へ向けた取組として、肥料、農薬等高騰が1.5倍から2倍という試算がされております。どうしても金額ベースでいくと収入と所得が、何というか、バランスが取れないというか、ぜひともこれは前に進めてもらいたいという考えでございますので、ぜひとも前向きに考えていただきたいと思います。これに関しては以上です。

次に、給食センター周辺のほうでございます。

先ほどお話ありましたように、建物には大きな被害がないと。でも、毎年のように工事をされているわけですけれども、主には地盤沈下が原因だという話なんですけれども、劣化、消耗等もあると思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（牧野誠一）

お答えいたします。

給食センター周辺の修繕工事等につきましては、教育長がお話ししたとお

り、地盤沈下によるものと見られる下水道管の外れたものとかもございました。また、議員ご指摘のございます当然建築から年数も経っておりますので、劣化によるものもございます。これらを含めまして、毎年、都度必要に応じて修繕を行ってきているところでございます。

議長（加藤彦次郎）

6番。

6番（遠藤勝昭）

修繕にも多額の費用がかかってくると思いますので、一度でいいものを二度三度やるということはどうかだと思いますので、その工事内容といいますか、もう一度しっかり精査した上で進めていかなければならないんじゃないかだと思いますので、ぜひともその辺はしっかりしていただかないと、7月に開設したみっしゅも近くにあります。駐車場周辺も冠水するおそれが十分にあります。ましてや、給食センターは災害時の拠点場になっているはずですよ。

議長（加藤彦次郎）

暫時休憩します。

午後1時13分 休憩

午後1時14分 再開

議長（加藤彦次郎）

会議を再開します。

町民生活課長。

町民生活（荒川浩幸）

課長 答えします。

給食センターに関しましては災害拠点にはなっておりません。

議長（加藤彦次郎）

6番。

6番（遠藤勝昭）

分かりました。じゃあ私の聞き違いだったのかもしれませんが。

いずれにしろ、あの周辺、特に先ほどお話し排水路、県との折り合いとか、排水路の関係、農業用水もあるわけですがけれども、あそこが冠水していることによってその周辺に大きな迷惑がかかると。先ほども町長の答弁にありましたとおり、以前から要望があったというものですから、早急に対応していただきたいと思うんですが、以前からというところどのぐらいほど前からこのような要望が出ていたか教えていただけますか。

議長（加藤彦次郎）

建設課長。

建設課長（進藤 敦）

お答えいたします。

周辺住民というか、沿線の民有地、住宅からですけれども、水たまりができて、車が通るたびに水しぶきが自宅にかかると、そういう苦情は私が課長になってから２回ほど、平成３０年以降ですけれども、２回ほどそういう苦情を受けてございます。

その対応策としまして、道路の際に水切りをして、水路に水が落ちやすいようにとか、その都度対応してございますけれども、根本的な解消にはなってございません。先ほど町長の答弁にもございましたとおり、関係各所とこの後協議を進めて対応策を講じてまいりたいと考えております。以上です。

議長（加藤彦次郎）

６番。

６番（遠藤勝昭）

ぜひとも早めの対応を、その近隣住民の入り口には常に土のうを積まれた状況で、雨が降るたびに土のうを積んでいる状況でございます。ぜひとも早めに対応していただきたいと思うんですが、よろしくお願い申し上げます。

それで、次にため池の件なんですけれども、先ほどの平賀議員と多少かぶるところもあるんですけれども、今回の災害で、先ほどもお話ありましており、防災マップの中に５５か所あり、そして２４２か所あるとお話あったんですけれども、この全てを調査何だかんだするというのは当局だけでは大変だと思うんですよ。そのために、地元の改良区、水利組合等、多分地元に行けばあると思うんですけれども、そちらのほうと連携して、まず調査をしていただけないか伺いいたします。

議長（加藤彦次郎）

農林課長。

農林課長（工藤伸也）

お答えをいたします。

ここに報告させていただきました２４２か所は農林課管轄になっていきますので、各水路等を管理、要は農業水利を使われる方からお届けをいただいたものが２４２か所あるということで、それ以外にも当然届けられていないため池もございます。

いずれ日常的な管理に関しましては、そこを管理されている方がいらっしゃいますので、そちらの方にまずお願いをするのが通常の方法であります。

今回、こういうふうな事案が発生しましたので、改めて点検をする必要があることは感じておりますが、基本的に平成２８年に実は赤川ため池も点検を行っております。その際の点検の方法はいろいろございますけれども、ただ町長答弁にもありましており、大概のため池が江戸時代以前につくられたと思われるものが多く、現在の基準に照らし合わせるとかなり落第点をいただいてしまうようなため池が多いことも確かかと思えます。

それを含めても、平成２８年の段階では亀裂とか沈下とかそういう劣化的

なものは発見できなかったので「特に異常なし」という報告を受けております。ただ、そういう経年劣化とかそういうものは目視だけではなかなか判断が付きません。でも、それを全て堤体から全部洗い直しするとなるとかなりの費用もかかるので、この辺を含めてどういうふうに点検を進めていくかの検討を管理者の方々も含めて相談をしてまいりたいというふうに思います。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

6 番。

6 番 （ 遠藤勝昭 ）

それで、各地区の水利組合、改良区等からこういうふうにしてほしいとかいろいろ、道路とか堤防の要請は今までどれほど近年あったか教えていただけますか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

農林課長。

農林課長 （ 工藤伸也 ）

農業水利等につきましては、その都度、欠損等が発生した場合、町のほうでも土地改良区等と共同で修理をするということで、報告があった部分に関しては、正確な数値を今持ち合わせておりませんが、月一程度の報告はあります。水利関係が主です。ため池に関しての報告等は、私が課長になって2年目ですけれども、特に受けてはおりません。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

6 番。

6 番 （ 遠藤勝昭 ）

多分これからまたこのような災害が多くあると思いますので、減災につなげるためにも、ぜひとも早めの調査をしていただきたいと。

そして、よく皆さんに言われるのが管理用道路です。先ほど町ではちょっと厳しい状況があるという話があったんですけれども、もし可能な限りであれば、各地域の水利組合、改良区などと相談していただいて、ぜひとも管理用道路、多少でも車が通る程度の整備とかはぜひとも考えていただきたいんですけれども、やはりどうしても厳しいのであればそれなりの対応もしていただかなければならないんですけれども、そういうような要望あった場合は多少の対応はしていただけるんでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

農林課長。

農林課長 （ 工藤伸也 ）

お答えいたします。

先ほど町長が答弁で申し上げましたとおり、道路単独での整備はかなり厳しいものを感じております。

実例といたしまして、県とかで今ため池の工事をやっている部分がございます。そのときに作業用道路として整備というよりも、資材等を運ぶために造った道路をそのまま管理用道路として残すという方法もあるというふうに

聞いていますし、ただ山の奥のほうにあるため池に向かってそういう手当てができるかどうかは、今後いろいろな方向を所有者の方、管理者の方と相談しながら、可能な方向があればお示しして協議していければと思います。

議長（加藤彦次郎）

6番。

6番（遠藤勝昭）

最後になりますけれども、その管理用道路については多分これからいろいろな問題が出てくると思うんですけれども、ぜひとも前向きに検討していただければ、これからの農業者にとっては作業もしやすくなってくると思いますので、ぜひとも検討していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（加藤彦次郎）

6番、遠藤勝昭議員の一般質問を終わります。

次に、7番、児玉儀広議員の発言を許します。7番。

7番（児玉儀広）

質問に入る前に、1点、訂正箇所があるので、お願いします。

質問の中に「災害時要支援者名簿」とありますが、これを「避難行動要支援者名簿」と訂正させていただきます。

では、質問に入ります。

このたびの局地的豪雨で被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興をお願い申し上げ、一般質問に入ります。

8月10日、秋田県北部を中心に局地的な豪雨をもたらす線状降水帯の発生により、断続的に想像を超えた激しい雨が降り続いた影響で三種川が氾濫危険水位を大きく越え、氾濫しました。森岳から上岩川にかけて流域の14キロにわたって氾濫し、下岩川地区では堤の決壊もあり、あふれた水により床上・床下浸水、長面地区では消防署員が安否確認を行い、ゴムボートで救助するところもありました。そのほか、農地の冠水、崖崩れなど数多くの被害報告が報道されています。今後の対応と対策はどのようにしていくのか質問します。

三種川氾濫と下岩川地区の赤川堤決壊による住家の床上・床下浸水、非住家の浸水の被害額と、農作物では水稻、大豆、野菜の浸・冠水面積と被害額を教えてください。また、大雨による被害宅への見舞金の対象者とその総額もお願いします。

令和元年7月に施行され、災害による人的被害が及ぶおそれのある災害重点ため池は三種町に55カ所ありますが、赤川堤は入っていたのでしょうか。また、所有者、管理者は町で把握していたのでしょうか。40数年前にも決壊したことがあると聞いていますが、町では十分な調査をしていたのでしょうか。

今議会の行政報告で避難発令の在り方に対し町長より陳謝がありました

が、高齢者等避難（レベル３）、避難指示（レベル４）の段階的な発令を無視して最高レベルを発令したのはなぜでしょうか。

自力で避難が難しい高齢者、障害者、難病者などの災害弱者を事前に把握して、三種町防災計画にある避難行動要支援者名簿に登録することが義務づけられていますが、今回はどのように対応しましたか。

避難所である山本、琴丘両地域拠点センターには、何世帯、何人が避難し、食料、医療、飲料水等の配給はどのようになされたのか。

三種川は、床上浸水対策特別緊急事業として平成２７年から平成３１年までの５か年が工事期間であり、その後は通常の河川改修工事として令和１５年に完了予定であります。国では激甚災害に指定する見通しであります、異常気象による線状降水帯が発生するたびに川沿いの住民が不安を募らせることを思うと令和１５年では遅過ぎると思います。一日も早い完了をお願いし、壇上からの質問を終わります。

議長（加藤彦次郎）

７番の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、７番、児玉儀広議員のご質問にお答えいたします。

このたびの三種川の氾濫に伴う被害状況でございますが、８月３１日現在、建物被害では床上浸水８件、床下浸水１３件、非住家の浸水３６件となっておりますが、その後の調査において、非住家として調査していた家屋に生活実態があり、リフォーム工事を進めていたことから、住家として認定し、床上浸水を１件追加しております。これに伴い、最終的な建物被害は、床上浸水９件、床下浸水１３件、非住家の浸水３５件となり、災害見舞金の対象者数は２２世帯、総額１５５万円となっております。

農作物の被害面積、被害金額につきましては、９月５日現在で水稻が約７１ヘクタール、３，２００万円、大豆が約１１ヘクタール、２１０万円、その他が約１８ヘクタール、３１０万円となっております。

次に、赤川堤につきましては、関連する法律の施行に伴い、令和２年１２月の見直しにより指定された町の防災重点ため池５５か所のうちの１つに含まれており、所有者、管理者等の情報についても把握しております。

ため池台帳上、赤川堤は平成２８年に県による点検が実施されております。その内容を見ますと、築造年代は不明のため、経過年数等の把握はできませんが、現行法のため池整備基準に満たないと判断される部分があったものの、沈下やひび割れ、漏水等の異常はございませんでした。

今回の豪雨災害による報告を受け、現地調査を行った際に、赤川堤の管理者から過去にも決壊したことがある旨をお聞きしておりますが、台帳には被災歴等の記載がないため、正確な被災時期等の特定はできておりません。

今後は、防災重点ため池を中心に、ため池に関する精査を行い、台帳の記載事項をより正確なものとなるよう努めてまいります。

次に、緊急安全確保を発令したことにつきましては、今回の災害は三種川改修と宮橋架け替え工事終了後、初めての氾濫でしたが、床上浸水対策特別緊急事業の効果などを踏まえ、発令のタイミングを検討しておりましたが、想定外の増水となったため、判断に迷いが生じてしまいました。このため、段階を踏まず、緊急安全確保発令となってしまったことに関しては、町民の皆様及び議員の皆様に大変心配をおかけし、深くおわびを申し上げます。

次に、豪雨における避難行動要支援者名簿の活用につきましては、災害対策連絡部会議の終了後、速やかに琴丘、山本両支所へ避難対象地区内の要支援者名簿を提供し、避難に時間を要する高齢者等の避難支援のため、事前準備を進めております。この要支援者名簿の情報に基づき、災害の状況に応じて円滑かつ迅速に避難支援や安否確認を行えるよう、琴丘、山本支所、福祉課において支援体制を確認したほか、要支援者の心身の状況や生活実態に通じている地区の民生児童委員とも連携を図りながら避難支援に備えを取っております。

避難所につきましては、8月10日から12日にかけて、山本地域拠点センターに6世帯16人、琴丘地域拠点センターに1世帯2人が避難しております。

物資については、各避難所に仕切りテントを10世帯分、ビニールマット50人分、寝袋20人分、食料としてアルファーマイ50食分、インスタントみそ汁50食分、水50本、感染対策用品としてマスク、消毒液、体温計等を設置しております。

次に、三種川河川改修工事につきましては、現在も工事が進められておりますが、工事の早期完成は地域の願いであり、町としても強く望んでいるものでございます。今後も、国土交通省及び事業主体である県に対し、三種川河川改修工事の早期完成を強く要望してまいります。

最後に、今回の大雨被害を教訓に、判断基準や初動マニュアルを見直し、職員相互の連携を図ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（加藤彦次郎）

当局の答弁が終わりました。

7番の再質問を許します。7番。

7番（児玉儀広）

答弁ありがとうございます。

被害額のことについてなんですが、今、町長が言われた被害額についてなんですが、9月5日現在、あと8月31日現在、これが最終調査なのでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

町民生活課長。

町民生活課長（荒川浩幸）

お答えします。

床上・床下に関してはこれで最終であります。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

農林課長。

農林課長 （ 工藤伸也 ）

お答えをいたします。

農地の被災した部分等全ての調査が間もなくまとまりますので、最終結果はこれ以上の額になる予定です。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

7 番。

7 番 （ 児玉儀広 ）

話や情報からしますと、被害面積、件数が膨大で把握するのは大変だと思いますが、一刻も早い被害の状況把握をお願いいたします。

続きまして、見舞金なんです、155万円の見舞金とありましたが、これは県からのお見舞金も入っているのでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町民生活課長。

町民生活 （ 荒川浩幸 ）

課長 お答えします。

この155万円に関しましては、町のお金であります。県のお金は入っておりません。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

7 番。

7 番 （ 児玉儀広 ）

県の見舞金は入っていないということですが、この後、県からも来るということなんでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町民生活課長。

町民生活 （ 荒川浩幸 ）

課長 お答えします。

県のほうからは、町が配付したちょっと前に各家々に20万円ずつ配付しております。床上浸水の方々にです。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

7 番。

7 番 （ 児玉儀広 ）

非住家の見舞金はあるのでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町民生活課長。

町民生活 （ 荒川浩幸 ）

課長 お答えします。

非住家に関しましては見舞金はありません。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

7 番。

7 番 (児玉儀広)

既に給付されたということで、皆さん大変助かったと思います。

続きまして、ため池のことなんですが、決壊した赤川堤は40町歩の水田に水を供給していると聞いております。今は田んぼに水が必要ないですが、来春、田んぼに水を引けるよう今後の復旧改修工事はどのようなになるのでしょうか。

議長 (加藤彦次郎)

農林課長。

農林課長 (工藤伸也)

お答えをいたします。

先日、9月12日に現地を見に行くということで、私も同行させていただきましたが、赤川まではちょっと遠くて行けなかったということで、写真で見ていただいたり、ニュース等の報道で多分現状を見られている方がたくさんいるかと思います。赤川堤は現在堤体が全く機能していないということで、水をためることができません。

多分、報道関係の方はご存じかと思いますが、今日、農林水産省を含め県の担当者、それから農林課の職員が、今、赤川のため池に現在行っている時間帯でございます。それで今後どうするかを決めるということですので、現時点ではお答えできませんが、いずれ災害の査定を受けて復旧工事に入る段取りを進める予定でございます。

議長 (加藤彦次郎)

7 番。

7 番 (児玉儀広)

ぜひとも農家の人たちが困らないよう速やかな復旧工事をお願いいたします。

もう一つ聞きたいのが、これからこういう想像を超えてくるような災害、また何回も起きるかと思うんですけれども、ため池の場合、管理者への貯水量の制限や冠水耐性の強化を周知徹底していくべきではないでしょうか。

議長 (加藤彦次郎)

農林課長。

農林課長 (工藤伸也)

お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、もっともでございますし、そのように進めていきたいのですが、どういう形がベストであるかというのは管理者の皆様と相談の上、先ほど遠藤議員のほうにもお答えしましたけれども、うまく機能できるように、決壊が起きないようにするにはどうするか、そういうところも含めて皆さんとご相談をしてまいりたいというふうに思います。

議長 (加藤彦次郎)

7 番。

7 番 (児玉儀広)

今後に向けてしっかり協議してってください。お願いします。

レベルの発令について、この間、町独自のマニュアルをつくる、策定するということを聞いていたのですが、策定はいつの完了になるのでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

町民生活課長。

町民生活 (荒川浩幸)

課長 答えします。

今現在、各課長に今回の水害の反省点を出していただいて、今現在、初動マニュアルあるんですが、それに設置基準とかを、課の事務分掌、これを見直す形にしておりますので、12月の議会までにはお示しできるものと思っています。

議 長 (加藤彦次郎)

7 番。

7 番 (児玉儀広)

12月にできるということで、承知しました。

今回のことを教訓として、緊張感を持って、後手に回らぬよう早め早めの発令を出していただくとともに、今後、町の生命と財産を守るための洗練された抜け目のないマニュアルを使命感を持って協議、策定していただきたいと思います。よろしくお願いします。

議 長 (加藤彦次郎)

町民生活課長。

町民生活 (荒川浩幸)

課長 答えします。

議員ご指摘のとおり、これから十分注意してやっていきたいと思います。

議 長 (加藤彦次郎)

7 番。

7 番 (児玉儀広)

よろしく協議いただきたいと思います。

今回の災害に当たって、下岩川、上岩川地区において、登録されている方々に連絡など、どのように連絡したのでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

福祉課長。

福祉課長 (清水 真)

答えいたします。

ただいまの質問は避難行動要支援者名簿の登録ということだと思いますけれども、まず10日の午後に災害対策連絡部会議がございまして、その会議終了後、町長のほうから答弁いたしましたとおり、福祉課とそれから各支所とで名簿登載者の情報を共有いたしました。その上で、今回は増水のスピードが速く、登録されている、要は避難に支援が必要な方々が避難のための時

間を十分確保できないということも想定されましたので、その対応について協議を行っております。その上で各地区の民生委員のほうに連絡を取りまして、避難支援が必要な方の確認を行ってもらったところでございます。

以上でございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

7 番。

7 番 （ 児玉儀広 ）

そうすれば、今回は連絡等は取っていないということなんですか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

福祉課長。

福祉課長 （ 清水 真 ）

お答えいたします。

町から直接は取ってございません。いずれ要支援者につきましては、基本的には親族の方あるいは近所の方で災害時に避難を支援する方、そういった方の協力の下で避難をしていただくというのが第一義的にございます。そうした支援が困難な場合は行政のほうで直接避難を支援するということで、こちらのほうは町としては対応を考えてございました。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

7 番。

7 番 （ 児玉儀広 ）

分かりました。

次に、避難所のことなんですが、避難所をどのように町民に周知したのか教えてください。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町民生活課長。

町民生活 （ 荒川浩幸 ）

課長 お答えします。

町民には防災無線で周知しております。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

7 番。

7 番 （ 児玉儀広 ）

避難してきた際、どのように避難所に来たのか教えてください、避難してきた人が。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町民生活課長。

町民生活 （ 荒川浩幸 ）

課長 お答えします。

避難者に関しましては各自で山本支所、琴丘支所に来ております。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

7 番。

7 番 (児玉儀広)

自力で来たということですね。

議長 長 (加藤彦次郎)

町民生活課長。

町民生活 (荒川浩幸)

課長 そのとおりであります。

議長 長 (加藤彦次郎)

7 番。

7 番 (児玉儀広)

分かりました。

次に、河川改修なんですが、先ほども申し上げましたが、川沿いに住む人方のことを考えると、令和15年でなく、1年でも2年でも本当に少しでも早い完了をお願いして、町長、答弁をお願いします。

議長 長 (加藤彦次郎)

町長。

町長 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

今回の災害も、それこそ翌日8月11日ですが、佐竹知事をはじめ県、そして17日には国土交通省と、視察に入っていております。その際にもやはり今後、まだ整備の終わっていない改修の件について強く要望させていただきまし、今、国による国土強靱化の関係からも計画の前倒しを要請したところでございます。機会を見て、また河川改修に対する要望を引き続き頑張りたいと、このように思いますので、それこそ1年でも2年でも早く完成するように、町として働きかけていきたいと、このように考えております。

議長 長 (加藤彦次郎)

7 番。

7 番 (児玉儀広)

町長の力強い答弁、ありがとうございます。どうかよろしくをお願いします。終わります。

議長 長 (加藤彦次郎)

7 番、児玉儀広議員の一般質問を終わります。

場内換気のため、暫時休憩します。再開は2時とします。

午後1時48分 休 憩

午後1時59分 再 開

議長 長 (加藤彦次郎)

休憩前に引き続き会議を再開します。

8 番

8 番、森山大輔議員の発言を許します。8 番。

(森山大輔)

初めに、このたびの水害によって被害に遭われた町民の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

本日は、少子化対策、ふれあいバスの運行、公共施設のバリアフリー化の3点について質問させていただきます。

まず初めに、少子化対策について、ご存じのとおり、三種町における若年女性の減少率は全国トップレベルであり、これが三種町における少子化の特徴的な原因となっております。

新聞報道等でも報じられておりますとおり、その最大の原因は仕事のミスマッチにあります。仕事内容、報酬の両面において若年女性のニーズと実際の供給が合っていない実態がございます。そうしたミスマッチを解消するため、近年、女性自ら起業する動きが広がっております。8月20日の魁新報の報道によると、2021年度の若年女性に対する日本政策金融公庫の起業融資実績が本県においては前年度比2倍以上に増えているとのことでありました。

先日、能代市が主催した「ちいさなシゴトのつくりかた」という起業講座に参加してまいりましたが、現地参加、オンライン参加合わせて40名の定員に対し70名以上の参加があり、正確に数えたわけではございませんが、ざっと見渡したところ女性のほうが多いように見受けられました。

当町においても、私が知る限りにおいて数名、近年起業した、または現在起業準備中である若年女性の方がいらっしゃいます。町としてもこのような動きを支援する取組が必要ではないでしょうか。

もう一つの仕事づくりの方策としてリモートワークが考えられます。当町においても事務職を希望する若年女性が多く、リモートワークに取り組みやすい環境を整備することによって、これまで都市部でしか就業できなかった事務職に町内でも就業することが可能になり、若年女性の町外への転出を抑えることができるのではないかと考えます。

県内においては東成瀬村がIT企業を立ち上げた事例があるほか、全国各地でリモートワークに関する様々な取組がございます。民間企業と行政がタイアップしてリモートワークの環境整備を行う動きも増えております。これらの取組を参考に、当町にマッチするリモートワーク環境の整備に取り組んではいかがでしょうか。

また、オンラインで個人に委託されるリモートワークも増えてきております。そのような仕事に必要とされる技術、これもまたオンラインの講座で習得できるような、そのような仕組みができてきております。三種町の資格取得支援制度は非常に充実していると理解しておりますが、こうした新しい講座、新しい就業訓練についても資格取得支援制度の補助対象とすることはできないでしょうか。

次に、子育て支援サービスについて伺います。

若年女性の減少を食い止めるために、仕事の確保と並んで重要なのが子育て支援だと考えます。当町は経済面での子育て支援は大変充実しておりますが、子育て世代の女性からは安心して子育てできる環境づくりを求める声も多く聞かれます。長い子育て期間には、病気や離婚、介護とのダブルケアなどにより、家庭だけでは子供を育てることに困難を抱える時期もあり、そうした際に公的な支援が充実していることが安心して子育てできる環境づくりにつながるのではないかと考えます。

具体的な事業の一つとして、地域住民の力を生かしたファミリーサポート事業が考えられます。都市部で主に普及している事業ですが、当町の地域事情に合わせてファミリーサポート事業を導入することはできないでしょうか。ファミリーサポート事業を導入することで、万が一の際の子供の送迎や食事の準備などにも応えることができ、当町の子育て環境の一層の充実につながるものと考えます。

もう一つ、行政が直接提供するサービスとしてネウボラの導入を希望する声もごさいます。ネウボラとは、特定の保健師が妊娠期から子育て期までを通じてサポートしてくれる北欧発祥の仕組みで、近隣では男鹿市や大潟村、井川町、秋田市などでも導入されております。子育て支援の窓口が子育て交流施設「みっしゅ」に一本化されたのを機に、全ての保護者が安心して子育てできるようネウボラの導入を検討してみるお考えはございませんでしょうか。

3つ目は、町職員の育休取得支援促進です。

当町の出生率は現時点では全国平均を下回っております。出生率向上のためには男性の家事・育児参加の促進が有効であることが分かってきておりますので、まずは町職員の育児休暇取得を促進することによって当町における男性の家事・育児参加の機運を高めてみてはいかがでしょうか。

4つ目は、移住者受入れへの取組についてです。

現在の当町の少子化対策を見ると、子供たちや若い世代が町に残るまたは残りたいと思う環境づくりに力点を置いているように思われます。一方で、デジタル化による働き方の変化もあり、人口の流動化が進んでおり、こうした層を当町に呼び込むためには、外から見て魅力的な町、住んでみたいと思われる町にしていくことも併せて重要なことだと考えます。

三種町は、秋田県や東北地方の中でも早くから移住者受入れに取り組んできており、この取組の中で多くの実績や関係団体との信頼関係を構築しております。ここ数年はコロナの影響で開催を見合わせておりましたが、移住体験ツアーや都市部での移住セミナー、イベントの開催にはこれまでの長い積み重ねがあり、当町の財産となっているものと考えます。昨年まで住民団体に委託してきた移住事業を本年は委託しないようでごさいますが、町独自にこうした事業を実施するお考えはございますでしょうか。

続きまして、ふれあいバスについて伺います。

町長の行政報告にもございましたが、当町のふれあいバスが国土交通大臣表彰を受けたことは大変名誉なことであり、町当局及び運行団体の皆様のご尽力に心から敬意を表したいと思います。

ふれあいバスの最大の魅力は、地域住民が運行することによる気配りの行き届いたサービスであります。単なる移動手段ではなく、地域住民をつなぐことでコミュニティーを豊かにするとともに、高齢者の見守りなど福祉の増進にも大きく寄与しているものと理解しております。

ふれあいバスの運行開始から間もなく3年、サービスが地域に定着する一方で、課題も見え始めております。このすばらしいサービスを今後も継続していくため、またさらによりサービスとしていくため、この機会に2点質問したいと思います。

まず1点が、本事業の財政面についてです。

財政面ではおおよそ当初計画どおりに推移していると伺っており、町当局の努力に敬意を表したいと思います。

一方で、事業継続のためには見直しが必要な部分も見えてきております。まず、その一つが基本手当の金額です。基本額が1団体当たり1日6,000円プラス距離加算と伺っておりますが、ある団体の場合、その合計で1日8,000円ほどの手当になるとのことです。この団体は利用者数が多い団体ですが、そのため運転手の負担も大きく、午前、午後に分けて1日2名で運行しております。午前6時半から12時半まで6時間乗車して報酬は4,000円ほど、大変神経を使う、責任の大きい業務にもかかわらず、最低賃金を大きく下回る報酬額でございます。現在は立ち上げメンバーによる運営であるため、責任感で継続していただいているようでございますが、この条件では事業を引き継いでくれる方が出てこないことが懸念されております。事業立ち上げ当初は住民によるボランティアというお話もあったようですが、業務の負荷と責任の大きさを考慮するとそれに見合った報酬が支払われなければ継続が難しいものと感じております。これに関して町長の見解を伺います。

もう1点が管理者手当です。各団体に管理者手当、月2万円、事務手当、月2万5,000円を支給しているとのことですが、運行団体の実際の負担に合わせて若干の見直しが必要ではないかと思われま

す。前述した団体のように利用者の多いところでは必然的に運行組織も管理者の負担も大きくなります。同団体では管理者が臨時便運行のために毎日終日待機しております。利用者からの電話対応や事務処理も含めるとかなりの作業量になると聞いております。これだけの負担に対して月額2万円の手当では後任者を探すことが困難であるのも当然のことではないかと思われま

す。ふれあいバス事業は町の委託事業であるため、委託先に発生する費用は原則全額を町が補うのがあるべき姿だと考えます。事務を執り行うスペースやスタッフの待機場所の冷暖房費、会議出席の報酬、運行計画作成など事務作業に対する報酬、冬期の除雪作業の報酬など、実際に運行団体に発生してい

る経費を委託費の中で十分に賄われるように見直すことによって、事業が滞りなく次の担い手に引き継がれるものと考えます。かつての公共バスと比較して、よりきめ細かなサービスが提供されることを考慮すれば、ある程度財政負担が膨らむこともやむを得ないのではないかと考えます。

以上について、町長の見解を伺います。

2点目、サービス向上の取組についてです。

ふれあいバスを運行する中で、当然ながら利用者からの要望が上がっております。サービスを管理する上では、利用者からの問合せとそれに対する対応の履歴を管理し、その中でも重要なものについては組織全体で共有し、サービス向上につなげていくのが一般的な在り方かと考えますが、ふれあいバス事業においてはどのように管理されているかお伺いいたします。

最後、3点目になります。既存の公共施設のバリアフリー化の取組について伺います。

近年、町民の高齢化の進展により、既存施設のバリアフリー化を進めることの重要性が一層高まっております。エレベーターのない建物の2階以上へのアクセスが特に問題になっておりますが、エレベーターなどの設備を新たに設置する計画はございますでしょうか。設備の設置が難しい施設に関しては、1階にサービス窓口を設置するなどソフト面での対応も併せて検討するお考えはございますでしょうか。町長の見解を伺います。

以上で壇上での質問を終わります。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

8番の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

それでは、8番、森山大輔議員のご質問にお答えいたします。

初めに、若年女性への起業支援についてでございますが、起業支援につきましては、三種町商工会において起業希望者への相談やヒアリング等を行い、日本政策金融公庫の創業融資や中小企業融資あっせん資金の「マル三」創業資金に対する利子補給等を紹介しております。また、町では、地域雇用創出推進事業において、事業に必要な設備工事、機械器具、備品等に要する経費に対する支援を行っているほか、起業に関する基礎知識を得たい場合などは創業塾等のセミナーへの参加を勧めるなど情報提供に努めております。

次に、リモートワーク環境の整備につきましては、今後どのような形で支援していくのか、そのニーズも含め情報収集し検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

資格取得支援事業の拡充につきましては、現在約300の資格に対して支援を行っておりますが、この資格以外でも法令により定められた資格等についても対象とする場合もございますので、商工観光交流課までご相談くださるようお願いいたします。

次に、子育て支援サービスについてでございますが、議員ご提言の地域事

情に合わせたファミリーサポート事業の導入につきましては、子育ての援助を受けたい方とそれに対して援助を提供できる個人もしくは引受け団体等との需要と供給の状況を見定めて検討してまいりたいと存じます。

また、ネウボラの導入につきましては、平成28年の母子保健法改正により全国の自治体に母子健康包括支援センターの設置が努力義務として求められ、それを受けて県内では令和3年度までに全市町村が日本版ネウボラという位置づけを基本とした現在の子育て世代包括支援センターを立ち上げております。県内でも「ネウボラ」を冠にした事業を展開している市町村もございますが、制度や実施事業形態はおおむね子育て世代包括支援と同様であると認識しております。

次に、職員の育児休暇取得促進についてでございますが、町では職員の仕事と子育ての両立に向けた環境づくりを進め、近年における働き方への取組方や社会情勢を踏まえ、安心とゆとりを持った子育てと職場環境を実現するため、令和2年度に第2次三種町特定事業主行動計画、後期計画を策定し、職場を挙げて取り組むこととしております。

このため、現在子育て中の職員あるいはこれから子育てを迎える職員が、女性であっても男性であっても仕事と子育てのどちらにも積極的に取り組んでいただくため、本年3月に「出産・子育て支援ハンドブック」を作成いたしました。このハンドブックでは出産から子育て中にかけての支援制度を分かりやすく紹介し、出産または子供が誕生することが分かった職員は、出産後の子育ての計画について育児プランシートを提出し、子育ての計画について上司に相談、報告するようにしております。また、子供が生まれる男性職員の所属長は、職員と面談し、育児休業等の取得推進に努めることとしております。

この結果、令和4年度においては、子供が生まれる予定の男性職員の育児休業取得率が100%になると見込んでおり、三種町男女共同参画推進計画の施策の一つである「行政分野における男性の育児休業取得の促進」により、企業等における取組の機運が高まることを期待しているところでございます。

次に、移住者受入れへの取組についてでございますが、本町の人口減少対策につきましては、町内への定住者を確実に増やす施策を実施しながらSNS等を活用して町の魅力発信に努めております。

また、移住者受入れについては、町内の任意団体に業務を委託し、実績を残してまいりましたが、令和元年度の後半から続く新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、都市部での移住イベントや体験ツアーの開催が困難となるなど、業務の遂行に支障を来す状況となりました。このため、業務全体の在り方について見直さざるを得なくなり、現在は企画政策課の職員が移住定住に関する相談を受け付けております。

都市部からの移住者受入れについては、町職員が周辺自治体と連携しながら直接働きかける取組も始めており、また新しい視点と柔軟な発想で移住定

住を促進するため、新たに地域おこし協力隊も募集しております。

昨年度まで実施してきた委託事業につきましては、関係人口に関する取組を自由なアイデアで実施していただくため、関係人口創出事業を新たに創設し支援することとしておりますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、ふれあいバスの運行についてお答えいたします。

ご承知のとおり、ふれあいバスの運行につきましては、住民共助運行団体へ運行を委託して実施しておりますが、各地区の運行に関しましては、地区の実情に合わせ、住民が利用しやすい運行となるよう時刻表やコース等を決めていただいております、利用者数や運行距離、運行便数等に違いはありますが、町としては全ての団体へ同様のご負担をおかけしているものと認識しております。そのため、今後はＩＣＴ技術を活用した時刻表のデジタル化や運賃のキャッシュレス化などを検討し、運行団体の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

運転手手当及び管理者手当、事務手当等の運行に係る経費等につきましては、公共交通再編の準備段階から県内外で類似の事業を行う自治体などを参考に、運行団体を含む関係者の皆様と協議を行い、了承を得た上で決定した経緯がございます。今後も全ての運行団体に関わる事案に関しましてはこれまで同様に皆様と協議してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

利用者へのサービスの向上につきましては、全ての運行団体に共通する要望、課題等について、ふれあいバス連絡会で情報を共有しているところでございますが、議員ご指摘の履歴管理につきましては、今後適切な管理に取り組んでまいります。

続きまして、公共施設のバリアフリー化についてお答えいたします。

県では、秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例において、高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、公共施設や建築物のバリアフリー化、地域における重点的、一体的なバリアフリー化、そしてまた心のバリアフリー化を推進しており、高齢者や障害者が円滑に生活関連施設を利用できるよう、出入口、廊下、階段、トイレ等不特定かつ多数の方が利用する部分の構造及び整備基準を定めているところでございます。

公共施設のバリアフリー化への取組状況でございますが、県条例に基づく本町における整備対象施設は３７施設ありますが、障害者等用の駐車区画は１１施設、整備率３０％、出入口のスロープは２５施設７１％、点字ブロック案内は３施設８％、車椅子用トイレは２５施設６８％、貸出し用車椅子の常備は１０施設２７％などとなっており、万全とは言えない状況でございます。これまでも令和２年度に本庁舎の車椅子用トイレを整備するなど、徐々にではありますが、施設の改修、改善に努めております。

議員ご質問のエレベーター設置につきましても、対象２３施設のうち５施設で２２％となっておりますが、既存施設の経過年数や構造上の課題、利用者数の状況などから今後の改修は困難な施設もあるものと考えております。

現在も本庁舎においては、階段の昇降が困難な方が来庁された場合は、２

階に配置されている職員が1階で対応するなど配慮しておりますが、町では「障害を理由とする差別の解消の推進に関する三種町職員対応要領」を定め、障害のある方から何らかの配慮を求められる意向があったときは、必要な対応ができるよう職員の意識啓発に取り組んでいるところでございます。施設整備の万全でない部分は、高齢者や障害のある方の特性やそれぞれの場面、状況に応じた職員の配慮で補完し、全ての利用者が安全かつ快適な施設となるよう取り組んでまいります。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

当局の答弁が終わりました。

8番の再質問を許します。8番。

8 番 （ 森山大輔 ）

それでは、まず少子化対策のところから再質問させていただきたいと思えます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

森山議員、立って発言してください。

8 番 （ 森山大輔 ）

失礼しました。

少子化対策のところから最初まず質問させていただきます。

少子化対策のところでは若年女性の減少ということで、この質問をした趣旨のところを再度確認させていただいたほうがいいかと思うんですが、今、町長から幾つかご説明いただきました今行っている事業ですね、これというのは、特に三種町として独自性のある、特に三種町がいいなと思われるような、そういう事業ではどちらかと言えない、一般的に様々な自治体で取り組んでいる事業が中心であるように思われます。

先ほど最初の質問で申しましたように、今、若年女性も含めて人口の流動化が起こっており、そういった方々がよりよい場所を求めて移動していく、そういったときに三種町がいいなと思うような、そういう政策を打つべきじゃないかということで、このような質問をさせていただきました。まずそのところを確認させていただきたいと思えます。

そうした中で、例えばこの起業というところなんですけれども、これ先行事例たくさんございまして、お隣の能代市であるとか、これは先ほど申しました起業のワークショップというのも先日やっております、行政も力を入れて民間と協力しながら取り組んでおります。あとは早くから始めているのは五城目町ですかね、ドチャベンといって秋田県の県を巻き込んでやっている事業、もう数年前から取り組んでおります。男鹿市のほうもかなり中心市街地の活性化から始まって、新しい起業者が町の活性化につなげるような動きをたくさんしております。ほかに農村部においても北海道の東川町というところが最近かなり有名になっているんですけれども、国道も通っていない、電車も通っていない、そういったところであっても起業を奨励する、支援することによってたくさん移住者が増えて、町が活性化する、人口も増になっ

ていく、そういった取組をしている団体もございます。

そういった際に必要とされる支援内容というのが、まず起業の拠点づくりですね。有名なのは五城目で言えば五城目の馬場目ベースという起業者が入居できるような施設を廃校を活用してつくっているものがございます。それから、そこにつながるネットワークづくり、起業者同士がつながれる、起業者の先輩がそこで指導する、導いてくれる、メンターとか呼ばれることがありますけれども、そういった方を絡めたネットワークづくり。起業支援に必要な支援制度であるとか物件情報ですね、例えば店舗であるとかそういった活用できる物件の情報等を一元管理して、すぐに届くようにする。また、補助制度、この分も少し拡充しているところが多く見受けられます。そして最後に、先ほどご紹介したような起業のきっかけとしてのワークショップ、これで後押しをしてあげる。こういう場所にまず最初に集まって、そこでみんなと仲間をつくりながら一緒に起業していくような流れが最近増えてきているように思いますので、こういったことを三種町としても考えられないでしょうか。

先ほどは移住のところで地域おこし協力隊の活用というお話もございましたけれども、例えば限られた職員でやっていることですので、場合によってはこの起業の支援についても、移住者、地域おこし協力隊を活用するという事例も多々見受けられます。また、その地域おこし協力隊自身が任期満了に向けて起業して、その町に残ってさらに町を元気づけていく、そういった流れも近隣の市町においても見られることですので、このようなよい取組を三種町としてもそこから学びながら取り入れてはいかがでしょうか。町長の見解を伺います。

議長（加藤彦次郎）

商工観光交流課長。

商工観光（清水秀文）

交流課長 答えいたします。

まず若い女性の起業支援についてでございますが、町の課題ということで、一つの大きな課題だと認識しております。

そこで、先ほど町長からも答弁ありましたが、町としましては、現在、起業、若い女性、こういった起業を希望する相談がおられた場合ですけれども、三種町商工会におきまして、相談窓口を商工会におきまして設置しております。こういった相談あれば気軽に、個別によって事業計画だとか相談の中身だとか全て違いますので、こういった事例がありましたら気軽に商工会のほうまで相談いただきたいなと思っております。

また、起業支援におきましては、町としましてもやはり一つの手段として周知、能代商工会議所主催の女性起業支援セミナーだとか県での女性の起業支援セミナー、こういった様々なセミナーがあります。こういったものをこの後も随時、町として町広報やホームページで周知してまいりたいと思っております。

また、起業、先ほどリモートワークの環境整備に関わる話になるかと思うんですけども、このことにつきましては、先ほども町長の答弁にありましたけれども、個人や企業、個人や利用者のニーズに応じた事業ですね、今後検討してまいりまして、情報収集しながら、これから勉強しながら、リモートワーク、テレワークの環境整備、こういったものについて町のほうでも検討してまいりたいと思っておりますので、どうかご理解のほうをよろしくお願いいたします。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

私のほうからも少しお答えしたいと思います。

確かに森山議員おっしゃるとおり、いろいろな施策を打っている自治体あるかと思います。その自治体の検証というのはまだまだ先になるんだろうと思いますけれども、実際に効果があればいろいろ参考にはできるものかと思っております。

ただ、簡単にリモートワークと申し上げましても、それぞれの企業がそれぞれに取り組むべき部分も多々あるかと思います。町でこういう仕事という指定はできるものではございませんので、やはり自分でやりたい目標というか、職種、そういう事業について町として相談に乗るというのがまず第一だと思っております。こういう仕事を三種町でやってくださいというべきものではないので、やはり女性がやりたい仕事、そういうニーズをしっかりと把握すること、それが一番大事なんではないかと考えております。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

8 番。

8 番 （ 森山大輔 ）

ありがとうございます。

起業にしてもリモートワークにしても、なかなか新しい動きですので、今こうやったらいいんじゃないかというのはすぐに思いついたりするものではないと理解しております。ただ、こういったものに取り組んでいる自治体がだんだん増えてきておりまして、そういったところが今自治体としてだんだん人も増え、元気が出てきているというのが見えておりますので、まずこういったものに取り組むという姿勢でぜひ頑張っていただければなと思います。私も一議員としてそういったものをいろいろと情報収集をして、今後ともいろいろ町に提案しながら、いい形で進めていければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、これは移住のところになるんですけども、三種みらい創造プランによりますと、30代前半夫婦プラス子供1人世帯が3世帯、20代夫婦世帯が3世帯、60代前半夫婦世帯が1世帯、毎年三種町に移住してくるということを想定した計画となっております。町内の若年層が相当程度減少していることを鑑みれば、プランにのっとしてUターン、Iターンなどの

移住者を増やすことは必須だと考えます。

能代市の昨年の移住実績が30組ほどあったと新聞報道でございました。その中でも20代、30代の若年層の比率がかなり高かったと記憶しております。能代市でこのような実績を残していることを考えれば、当町においても積極的に移住政策に取り組むことによって、みらい創造プランの計画の実現は可能だと考えます。そのためには、まず当町が移住政策にしっかり取り組んで、能代市もそれほど特殊なことをしているわけじゃないと思うんですよ。住民団体に協力しながら丁寧に移住者のサポートをしているということなので、当町においても同じことは可能だと思います。そういったことをぜひ実施して、これは年数遅くなれば、せっかくの移住者を受け入れるチャンスがだんだん減っていくことでもありますので、早い時期に、間を空けずに取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策課長（工藤一嗣）

お答えいたします。

みらい創造プランの計画の実現のためには、ただいま森山議員がおっしゃられたとおり、若年層の移住者の受入れも一つの方策だということは私も認識しておりますし、確実に若年層の定着を増やす政策をただいま実施中でもございます。移住定住につきましては、従来から町内の任意団体において実績を残してきたことも事実であります。

ただ、コロナ禍において、この取組が今弱くなっていることも事実であります。そのため、今年度から移住定住に関する直接的な働きかけ、首都圏でのセミナーとかイベント等については町の職員が直接出向いて実施することとしました。

そのほか、関係人口については、従前までは町から委託事業として行っていたのですが、委託事業であれば町からの要望が主になってしまいますので、行う団体の自主性がちょっと消えてしまうところもありましたので、令和4年度からはこれを補助金として制度を設けまして、団体から自由なアイデアで取り組んでいただくこととして補助金を設けてございます。現在、今年度の申請件数は1団体であります。昨日、もう1団体がこのことについて取り組みたいという相談がございますので、複数の団体から関係人口についての取組を行っていただくことになると思います。その点につきましてはそれぞれの団体で頑張ってください。結果、町への定住につながっていただければと考えておりますので、ご了解をお願いいたします。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

移住の取組、今年度から町職員のほうで対応されるということで、ぜひしっかり力を入れて実績を残していただければと思います。

そして、もう一つ伺いたかったのが、先ほど三種みらい創造プランのお話をしたんですけれども、こちらのプランを見る限りだと今後長期にわたって継続的に年間40名程度出生者がいるような計画になっているように見えます。以前、町長から各旧町10名程度ずつというようなお話も伺ったことがございまして、この辺の正確にこれから目指す年間の出生者数何名程度になっているのか教えていただければと思います。

また、三種創造プランの計画どおりに人口が推移した場合において、現状の行政サービスのレベルを維持した上で三種町の行財政を長期にわたって維持していくことが可能である計画になっているのか、そこら辺の考え方も教えていただければと思います。

議長（加藤彦次郎）
暫時休憩します。

午後2時41分 休憩

午後2時43分 再開

議長（加藤彦次郎）
会議を再開します。
企画政策課長。

企画政策課長（工藤一嗣）
お答えします。

みらい創造プランで出生者の実数目標は定めておりませんので、ちょっとお答えすることはできませんが、この計画が計画どおり進んでいった場合の行政サービスの低下等はないように町として対応してまいりますので、その点については心配がないものと思っております。

議長（加藤彦次郎）
8番。

8番（森山大輔）

人口の推移のグラフですかね、読み取ると大体どのぐらいの世代が何人ぐらいいるというのがずっと書いてあると思うので、そこから見ると毎年当然40人は生まれるんだろうなというふうに私理解しておりました。その辺の目標設定をはっきりした上で、それに対して具体的な策を打っていくことが必要だと思いますので、そこら辺をしっかりと今後確認して共有していただければと思います。

議長（加藤彦次郎）
暫時休憩します。

午後1時45分 休憩

午後1時45分 再 開

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

再開します。

8 番。

8 番 （ 森山大輔 ）

引き続きまして、ネウボラのほうですね。先ほど「ネウボラ」の名前を冠した制度が今全県的にというか、全国的に導入されているというお話でありましたが、ここで私が申し上げたのは本来のネウボラ、本来のネウボラというのは、特定の助産師が妊娠期から子育て期を通じて寄り添うようにしてサポートする、その制度のことでございます。

なので、その本来のネウボラを導入するという場合に、確かに人的な負担がかなりかかるのではないかなというふうに想像いたします。そうした場合に、町職員での対応が難しいことがあれば、例えば外部の専門家の人材を活用した形で、委託のような形でそのようなサービスを提供することも検討してもいいのではないかと思います。町長の見解を伺います。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

健康推進課長。

健康推進 （ 小松 仁 ）

課長 お答えいたします。

先ほど日本版ネウボラが令和3年度からスタートしたということで、昨年度からスタートした事業でございます。そのことを念頭に置きまして、恐らく助産師とその他の専門職の配置を想定されていると思いますが、現状の出生者数に対しまして、助産師の配置を常勤として配置する場合、どのくらいの事務量があるのかという部分も勘案した場合、現在行っている7か月児の相談等で外部の助産師を委託して、個別に依頼してお願いして、健診に当たっております。現状、それで特段の不都合等は発生しておりませんので、昨年度からスタートしました包括支援センターにおける業務で今現在考えられる子育ての対応は今のところできているということで、将来においてそれが不足する場合においては今後考えていく必要が出てくる場合もあるのかなとは思っておりますが、現状については今の推移を見守っていきたいというふうに考えてございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

8 番。

8 番 （ 森山大輔 ）

確かに三種町の人口規模、出生数を考えれば、その専門の職員を町職員として配置するというのはなかなか困難なのは当然理解しております。なので、今申し上げたのは、外部の人材を活用する形で、委託のような形でそういったことができないか、多分全ての町民が必要としているサービスではないかもしれないです。最後のセーフティネットのような形になるものかもし

れないと思います。そういったときに利用できるような形で配置することで、子育て世代、妊産婦の安心感を引き上げて、そういった方々が三種町内で子育てすることを選択してくれるようになるのではないかと。今、実際みっしゅの利用者の半数程度は町外からいらっしゃっているようなお話も伺っております。三種町の子育てがいいなと思えば、じゃあ次は三種町に住もうかとお考えになる方もひょっとしたらいるんじゃないかと思いますが、このような提案をさせていただきました。ぜひご検討いただければと思います。

続きまして、SNSでの育児相談ですね。これも今かなりコミュニケーションの仕方、変わってきておりまして、デジタル化が進展しておりますもので、若い世代の中には対面であったり電話相談というようなものに対してなじみのない方がだんだん増えてきております。いろいろなところでSNSを活用した相談というものが取り入れられておりまして、特に妊娠前後ですかね、出産前後の一番支援が必要なタイミングでそういったSNS等で不安があるときに気軽に相談できるような体制を構築することで、町内の妊産婦等の大きな安心につながるんじゃないかというふうに考えます。こちらでも多分SNSでの対応ということになれば、同じくなかなか職員の体制で対応というのが困難であることもあり得るかもしれません。そういった場合には先ほどの例えばネウボラを委託するように外部に委託することで経費も節減しながら、なおかつ柔軟な対応するということが可能になるのではないかと思います、いかがでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進（小松 仁）

課長 答えいたします。

議員ご指摘のとおり、SNSによる相談、今のところこういった利用をしたいというようなことは直接的に伺ったことはございませんが、これからそういったニーズが多いとすれば、その体制、それが内部の職員では不可能な内容であった場合、外部の人材も検討していきたいというふうに思いますが、今のところそういったSNSについてまだ検討段階という段階ですので、そのあたりの配置については人事的な部分がございますので、その相談体制の検討という部分でご理解いただきたいというふうにお願いしたいと思います。

議長（加藤彦次郎）

8番議員に申し上げます。残り時間あと10分弱でございます。8番。

8番（森山大輔）

じゃあちょっと急いでまいりたいと思います。

ネウボラにしてもSNSにしても新しい仕組みであって、なかなかすぐに導入するという、準備ができていないものではないと思うんですけども、まずみっしゅが非常に評価が、評判が高いということがございます。三種町は今子育てにかなり力を入れているというふうに見られております。これはか

なり三種町が注目される、いい注目をされる材料になっておりますので、そこをさらに、みっしゅの機能をさらに生かして、こういった中身のある、中身をさらに充実させることで、子育てのまち三種町として若い人に選ばれるような町になることをぜひ前向きに検討していただければと思います。

続きまして、ふれあいバスの運行のほうです。

まず、この質問をさせていただいた1つ目の理由というのが、やはり事業の継続性のところに若干懸念を持っておりましたので質問させていただきました。先ほど申しましたようにかなり運行事業者の中で負担が多いところがあったり、実際その報酬面で若干、次の担い手の確保が難しいような金額設定になっているというところ、これが懸念点ですが、結局これは町の事業です。なので、町として全町にこのサービスを提供するのであれば、全ての場所においてこの事業の担い手がいなければいけない、それでなければ成立しない事業だと思いますので、今現在、実際運行している方々が次の世代に引き継ごうかというときにはなかなか人が現れない。この状況は町としてやはり責任を持って考えて改善していかなければいけない問題だと思います。

町長は、各運行団体の負担は同じじゃないかというようなお話もございましたけれども、実際運行団体ごとによりかなり利用状況違うわけですね。なので、当然負担も変わってきていると思います。そこについても一度お考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策（工藤一嗣）

課長 答えいたします。

共助団体の運行団体は当町に7つございます。確かに利用者数が比較的多い地域もあります。ただ、利用者数が多いから負担が大きいというだけではなくて、利用者数がなければ、ないなりに負担もあるわけです。そして、運行距離が長いことによる負担も当然あります。この点については、いろいろな運行形態がありまして、比較的拠点に近いところで運行距離が少ない場合、これは便数を多く運行できる、そうなれば利用者数が増えやすいという状況もあります。ただ、運行距離が長くなると便数をそれほど走らせることができず、それでも利用者に利用しやすい環境づくりで運行していただいております。

そして、高齢化が高くなりますと、ただ利用しているだけでなく、いろいろ福祉的な問題点を抱えてくる、そういう高齢者の方も運行団体の努力によってバスに乗車していただいている場合もあります。こういうところは早期発見で比較的早いうちに企画政策課としては福祉課のほうへつないでいく、そういう体制を運行団体のほうにお願いしているところでもあります。

いろいろなケースでやはり運行団体には負担をおかけしておりますので、当町としては全ての団体に同様に負担をおかけしているということを認識しているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

町長、副町長、企画政策課長は、このふれあいバスにこれまで何度乗車されたことございますか。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策（工藤一嗣）

課長 答えいたします。

私はバスのほうに乗車したのは1回であります、町長、副町長については複数回乗っているということを認識してございます。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

私も先日乗車して、やはりかなり負担ある、先ほどIT化によって少し負担軽減というようなお話もあって、そこら辺把握されているんだと思うんですけども、あの業務量で、午前中、朝6時から昼まで乗って4,000円、大体このバスの運転手の担い手の方というのは、今の時期であれば、今の時代であれば大体再就職されたりとかされている方が多くて、ほかのところで働けば当然もっと報酬は頂けるわけですね。それを地域への貢献ということで心意気で頑張っているんだと思うんですけども、この状況でこのままいったときに、ちゃんと次の担い手がいるのかどうか、この辺は真剣に考えて、必要な措置を町として取っていただきたいと思います。

一つ具体的な要望で、土曜日とか長期間の休みですね、年末年始とかそういうときに、バスの利用者というのは基本的に生活の足がバスになっておりますので、長期の休みであるとか、たまに土曜日でも運行してもらわないとなかなか生活上不便があるというようなお話が上がってきております。これが多分一番多い要望だと思うんですけども、ここに対しての今後の対応の考えをお聞かせください。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策（工藤一嗣）

課長 答えいたします。

土曜日の運行につきましては、これまでも同様の要望が確かにございました。先ほど議員がおっしゃったとおり、町の運行については将来的にも持続可能な運行形態を取っていかなければならない。土曜日の要望に対して運行団体からは、土日ぐらい運行日を休みとさせてほしいという要望もございます。ドライバー確保の観点からもドライバー負担の軽減ということに関しても、土日を実確な休みとして設定することでバスの運行を長期的に維持してまいりたいと考えております。

土日の要望につきましては、こっちの考え方ですけれども、病院、買物等は平日に行っていただくようお願いしているところでございますので、土日の要望も多分買物、通院はちょっと考えにくいんですが、買物等を想定していることと思いますので、できるだけ平日の利用をお願いしているところでございます。

議長（加藤彦次郎）

8番、森山議員、この質問と答弁で最後とさせていただきます。

8番（森山大輔）

一番多い要望ですので、ぜひ今後とも前向きに検討していただきたいと思います。

最後に、既存公共施設のバリアフリー化について、先ほど1階のほうで、ハード的に解決できない部分はソフト的に1階で対応するなどの形で、エレベーターのない建物についても対応しているということでしたが、多分町民からすると一々それを誰かにお願いしないとそのサービスが出てこないというのは非常に使いづらい状態なんじゃないかなと思います。何かしらそれが当然分かる形で、2階へお越しの方は、ここで、1階でそのサービスを受けられますよとかというようなことをきちんと明示をして、そこでスムーズにそういったサービスを利用できるようにしていただくことが必要じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

総務課長。

総務課長（石井靖紀）

お答えいたします。

先ほど町長から申し上げましたとおり、ハード面の整備は非常に厳しい状況にあります。議員おっしゃるとおり、案内板の整備、それから事前の相談の周知方法を、ソフト面のほうの何ができるかについては今後検討していきたいと思っております。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

ありがとうございます。以上で質問を終わります。

議長（加藤彦次郎）

8番、森山大輔議員の一般質問を終わります。

場内換気のため、暫時休憩します。3時10分に再開します。

午後3時00分 休憩

午後3時10分 再開

議長（加藤彦次郎）

会議を再開します。

14番、堺谷直樹議員の発言を許します。14番。

14番 (堺谷直樹)

それでは、さきに通告した2件についてお伺いをいたします。

先に、通学路の整備についてであります。

小中学校の統合による町道通学路の整備は、教育委員会と建設課のどちらが行うのでしょうか。県道通学路の改修が必要となる場合、教育委員会と建設課のどちらが窓口となるのでしょうか。

現八竜中学校が統合小学校となった場合、国道101号と並走する学校前の通学路は転落防止柵等の整備が必要と思われますが、そういった場所の調査はこれから行われるのでしょうか、それとも終わっているのでしょうか。

現山本中学校への県道入り口を含む町道交差点は何らかの改修を行うのでしょうか。

現山本中学校入り口近辺の県道交差点は、小学校低学年が横断するにはかなり危険性が高いと思われますが、どう対処するのでしょうか。

清吉根小屋沢ごみ処理場へ向かう町道と山本中学校下の町道を新設道路で結び、通学路にできないでしょうか。

次に、敬老交流会について伺います。

参加者が少なくなったとの理由で、なくなった敬老式ですが、その代わりに自治会などが主催して行う「おらほの敬老交流会」が本年度から始まりました。どう開催すればいいのか暗中模索している自治会もあると聞いています。コロナ禍と相まってイベントが中止傾向にある昨今ですが、これの実施状況について伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

議長 (加藤彦次郎)

14番の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長 (田川政幸)

それでは、14番、堺谷直樹議員のご質問にお答えいたします。

初めに、小中学校の統合に伴う通学路の整備についてでございますが、町道に関する整備は建設課が所管し、県道の改修が必要となった場合は建設課が窓口となり、管理者である県に改修の要望を行ってまいります。

次に、現在の八竜中学校前の通学路、大曲16号線につきましては、八竜中学校が統合小学校になった場合、低学年児童が登下校時に利用することを考えますと転落防止の対策が必要と思われますので、ほかにもこのような箇所がないかも含め、今後、関係部署と協議を進めながら調査を行ってまいります。

次に、山本中学校の県道入り口交差点の改良に関しましては、現在のところ改修計画はございませんが、通学時の安全性へのご意見やご要望などを精査し、改良の必要性の要否を検討してまいりたいと存じます。

県道能代五城目線と森岳鵜川線の交差点に関しましては、歩道が交差点で反対側に切り替わっており、必然的にその交差点を横断しなければならない状態にあることから、道路管理者である県と協議し、対策を講じてまいりたいと考えております。

清吉根小屋沢ごみ処理場へ向かう町道と山本中学校前の町道を結び、通学路にする案につきましては、用地取得と橋梁の設置が必要となり、事業完成までに相当の期間を要することになると思われますが、対策案の一つとして検討させていただきたいと存じます。

小中学校の統合により、これまでの通学形態が大幅に変わることとなりますので、今後、関係機関と協議し、児童生徒が安全に通学できる通学路の整備を進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、敬老交流会の実施状況についてお答えいたします。

本事業は、これまで毎年秋に全町１会場で開催してきた町主催の敬老式を廃止し、その代替事業として、自治会等の住民組織が主体となり、地域において高齢者の長寿を祝い、交流の場を提供する事業に対し助成を行うものでございます。

現在の実施状況は、既に敬老交流会の開催や記念品を配付した団体は２団体であり、９月１０日と１４日にそれぞれ交流会等が実施されておりますが、まだ実績報告書が提出されておらず、実際の参加者数等は正確に把握できておりませんが、補助金の交付申請の段階では計１１３名の方が交流会に参加し、３３８名の方に記念品が配付されることとなっております。

また、このほかに補助金の申請を終えた団体が３団体、事業内容について問合せがあった団体が１５団体ございまして、補助金を申請済み、開催を検討中の団体を合わせますと対象者は１，８７７名となる見込みです。

これまで自治会長会議で事業内容を説明させていただいたほか、広報やホームページを通じて町民の皆様幅広く周知してまいりましたが、「おらほの敬老交流会」への転換初年度ということもあり、補助金の事務手続や交流会の準備などに不安を覚え、交流会等の実施をちゅうちょしている団体もあるかと存じます。

高齢者の長年にわたる地域への貢献に感謝するとともに、地域交流と支え合いによる福祉の向上を推進することを目的とした事業であり、多くの住民組織等が本事業の趣旨をご理解の上、交流会等を実施していただきますよう、町としましても個別に相談に応じたり、実施団体の事例を紹介するなど支援を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

当局の答弁が終わりました。

１４番の再質問を許します。１４番。

１４番 （ 堺谷直樹 ）

まず通学路についてですけれども、この通学路について、昨年９月の議会

で先輩議員も同様の質問をされておりました。その後の進捗状況がよくつかめませんでしたので、私から再度質問させていただきました。

山本中学校の今の県道の入り口交差点の整備についてですけれども、当時の教育長答弁では「交通事情が変化しており、通学路の安全に対する地域の要望と併せて関係機関と協議していく」というふうな答弁であったと思います。これまでどういう機関とどういう協議を行ってきたのか、少し教えてください。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）
教育次長。

教育次長 （ 牧野誠一 ）
お答えいたします。

関係機関の協議ということで、議会のほうで前にお話ししていたということでございますけれども、その後、それこそ統合中学校の検討委員会のほうでも交差点等の危険性についてはご指摘がございまして、協議は実際まだ進んでおりませんけれども、この後、関係課等を通じまして関係機関のほうにまずは要望を出したいということで今進めているところでございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）
14番。

14番 （ 堺谷直樹 ）
先ほどの町長答弁で県道の入り口の交差点については改良の計画がないというふうな答弁だったと思いますけれども、ということは、どこか関係機関と打合せを行って、今の段階で不具合がないということを教育委員会のほうで判断したのかなと私は思ったんですが、その辺について教えてください。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）
教育次長。

教育次長 （ 牧野誠一 ）
お答えいたします。
現在、改修計画がないということでご答弁、町長のほうからしておりますけれども、先ほども申し上げましたとおり、まだ関係機関との協議まで進んでございませんので、この後、要望を踏まえて交差点の改良等について関係機関のほうにも改修計画、改修していただけるよう働きかけていきたいというところでございますので、ご理解をお願いいたします。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）
14番。

14番 （ 堺谷直樹 ）
そうすれば、要望があれば改修を行うということでいいんですか。改修まで多分相当の時間を要すると思うんですけれども、要望があれば改修の方向に向かうという、そういう解釈でいいですか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）
教育次長。

教育次長 （ 牧野誠一 ）

お答えいたします。

改修につきましては、現在、教育委員会のほうで考えておりますのは、あそこの道路につきましては変則的な交差点になってございます。県道とそれに交わる町道等のことになろうかと思えますけれども、県道につきましてはご承知のとおり山本振興局のほうの対応になろうかと思えますけれども、こちらのほうにまずはあそこの生徒の安全を図るということで、現在押しボタン式の信号機になってございますけれども、そこを、この後交通量も増えますし、生徒の横断も多くなるというところから、まずは信号のほうにつきまして感應式の信号機で対応できないかということと、バイパスのほうはローソンのほうからまいりますとカーブになっておりまして、非常に信号が見づらいという指摘もございますので、その辺につきましては予告灯がつけられないかどうかというところをまず改修内容として要望してまいりたいと考えているところでございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

14番。

14番 （ 堺谷直樹 ）

今、信号の話が出ましたので、もう少し後でお伺いしようかなと思ってましたけれども、信号、今、押しボタン式の信号がついているわけで、私、現在はあまり不具合だなというふうには感じてないんですよ。

私が一番危惧しているのはドラッグストアとコンビニエンスストアの交差点、あれが今度統合小学校になったときにあそこを小学生が渡って歩くわけですね。あれについて当局のほうでどういうふうな対処をしなければならぬというふうに考えているのかお聞かせください。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町民生活課長。

町民生活 （ 荒川浩幸 ）

課長 お答えします。

議員ご指摘のとおり、通行量、危険を感じている方も多いと思いますので、今後、公安委員会に要望して現地を調査していただき、現状に合わせて判断していただくことになると思います。公安委員会のほうで判断していただくことになります。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

14番。

14番 （ 堺谷直樹 ）

あの能代五城目線の森岳保育園の入り口に、信号、押しボタン式つきましたよね。あれつけるのに何年かかったか分かりますか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町民生活課長。

町民生活 （ 荒川浩幸 ）

課長 その辺については今ちょっと資料ありませんので、後でお答えします。

議 長 (加藤彦次郎)

14番。

14番 (堺谷直樹)

街灯も、金岡地区の県道の街灯も要望してからかなりの日数かかってからついたふうに記憶しています。

令和8年度開校ということは、既に何か要望を出していかないと対処が遅れるんじゃないかというふうなことを危惧しているわけで、実際、じゃあ、いつこれ要望を出していただけるんでしょうか。

議 長 (加藤彦次郎)

町民生活課長。

町民生活 (荒川浩幸)

課長 お答えします。

要望書につきましては、平成27年に牛沢地区から要望が来まして、その後、公安委員会のほうに要望しておりますが、その後も能代警察署のほうへ問合せはしております。ただ、そこはまだ人が、信号を取り替えるほどの通学のニーズが多くないということで、警察のほうでも見合わせておるところであります。

議 長 (加藤彦次郎)

14番。

14番 (堺谷直樹)

学校の再編計画でいきますと今の山中が今度森岳小学校になると思うんです、今の聞いていけばね。ということは当然あそこを小学生が通るわけで、前の段階では中学生しか通らなかったんですが、今度小学生も通るとなると、あそこは非常に本当に危険だというふうに、町長は分かりますよね、十分ね。あそこは本当に危険なんですよ。だから、前、要望したけれども、交通量が、交通量って歩行者の数が少なくて見送られたという話でしたけれども、今度学校が統合になってあそこに学校来るわけですから、その辺再度要望していただけないでしょうかね。

議 長 (加藤彦次郎)

町民生活課長。

町民生活 (荒川浩幸)

課長 お答えします。

議員ご指摘のとおり、今後、公安委員会のほうに強く要望していきたいと思えます。

議 長 (加藤彦次郎)

14番。

14番 (堺谷直樹)

ぜひお願いします。

そうすれば、教育委員会のほうに話戻しますけれども、統合中学校の基本

構想の中に、今日午前中の一般質問にもありましたけれども、安全安心に生活できる学校ということで、校地内の安全な通学が確保されるという形で明記されていますけれども、そうすれば校地内の通学というのは、この安全というのは一体誰が担保するのか。過去にも通学路の安全については度々問題提起をしてきました、私。その都度、道路拡幅とか区画線の設置だとかそういったものを建設課で対応してもらって、地域住民はもとより、保護者の方からも「よく建設課のほうで対応してくれた」ということで賛美の声があったんですね。それで、今回、校地内ということで、何でこれ校地内にしたのか、まずその点を1つ。

それから、今回の通学路の整備について、これは建設課にもお伺いしたいと思いますけれども、通学路の安全については建設課の責任においてこれ全て整備すべきものというふうに考えておられるのか、それとも整備はあくまでも建設課で行うんだけれども、安全は教育委員会で担保してもらうものなのか、その辺も併せて答弁願います。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（牧野誠一）

まず1点目のほうについてお答えさせていただきます。

今回、校地内に特定して検討した経緯についてでございますけれども、こちらにつきましては今回統合中学校の建設ということで、まず新設する校舎のほうを中心に考えた点がございます。それに併せまして、現在の山本中学校、校地内の入り口から入っていきますとスクールバスの関係とか駐車場の関係とかいろいろ附帯した設備の関係も出てくるということで、そこまで広げた形での協議とさせていただいて、校地内とさせていただいております。

なお、校地外、先ほど来お話あります交差点等につきましては、通学路全般、あそこの交差点も含めますけれども、ほかにもいろいろ危険な箇所もあるかと思しますので、そういう点につきましては別途会議等を開きまして協議してまいる予定としておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（加藤彦次郎）

建設課長。

建設課長（進藤 敦）

そうすれば、後段のご質問に対して私のほうからお答えいたします。

まず通学路イコールほとんどが町道でございます。先ほどの町長答弁の中にも町道の維持管理に関しましては建設課所管となつてございますので、通学路に限らず、町道の維持管理、整備ということで、建設課の責任において実施してございます。以上です。

議長（加藤彦次郎）

14番。

14番（堺谷直樹）

そうすれば、整備のほうは建設課のほうで責任持って対応するということがなんでしょうけれども、一応通学路として管理しなければならないわけですから、これはやはり安全に関することですので、教育委員会と上手く連携を取ってやってもらいたいと、強く念を押しておきます。

それから、いろいろな関係機関とこれから協議してやっていくということなんですけれども、危険だなと思うところを整備するってそれこそすぐできないもんですから、ある程度計画的に段階を踏んでやっていかないといけないなとは思うんですけれども、実際のところ、いつぐらいからこれ、例えば統合小学校、八竜であれば八竜中学校を使うということになっていきますし、山本は山本中学校が小学校になるわけなんですけれども、いつぐらいから調査をやっているというふうな形で整備を進めていくのか、その辺ちょっと教えてください。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（牧野誠一）

お答えいたします。

確かに議員ご指摘のとおり、この整備に関しましては、整備するとなるとかなりの日数、月数を要するものというのは承知してございます。できるだけ早く取りかかりたいと思ってございますけれども、現在の課題でありますスクールバスの問題とか、あと通学する手法が徒歩になるのか、車になるのか、自転車になるのか、いろいろ距離的なところもございますので、その辺につきましてはこの後なるべく早く検討してまいりたいと思っております。

議長（加藤彦次郎）

14番。

14番（堺谷直樹）

具体的にいつ、「なるべく早く」では駄目ですよ。いつ頃から改修して、いつ頃までにめどをつけるのか、それちょっと教えてください。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（牧野誠一）

お答えいたします。

今回、全町になりますので、非常に広範囲な通学路になります。ちなみに、小学校の場合は通学路というのが指定されるわけですが、中学校の通学路という定義が指定はなくて、全部の道路というか、危険だと思われるところ、全部になるというのが一つございます。そういうのもございまして、いつというのは非常に難しいわけですが、できるだけ、ご指摘のあります中学校の入り口の交差点をまず最優先に考えまして、この後そういう危険な箇所を点検しながら順次、優先順位をつけたら整備してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（加藤彦次郎）

14番。

14番 (堺谷直樹)

分かりました。じゃあよろしくお願いします。

そうすれば1件目の最後になりますけれども、新設の通学路できないかということでお話しさせてもらいましたけれども、どうですか、用地取得ってそんなに難しいんですかね。また、橋梁を架けなきゃいけないと言ってますけれども、あの川は多分ボックスカルバートで対応できると思うんですけども、そうすれば今から、今年度は無理でしょうけれども、来年度から調査を行っていけば、私、令和8年度までにはある程度子供方が通れるような通学路になるんじゃないかなというふうに考えていたわけですが、その辺どうでしょうかね。

議長 (加藤彦次郎)

建設課長。

建設課長 (進藤 敦)

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、高城川上流側は川幅が狭いものですから、ボックスカルバートで十分対応できます。あと残る用地でございますけれども、どこにラインを引くか、道路のラインを引くか、それで地権者の兼ね合いもありますので、まだ今、全然そのライン引きとか調べてみたわけではございませんので、今後、教育委員会と協議して検討してまいりたいと思います。

14番 (堺谷直樹)

いずれ必要になってくるものではないかなと思っていますので、少し前向きに検討をよろしくお願ひしたいと思います。

そうすれば、次に「おらほの敬老交流会」についてお伺いしますけれども、これの開催の手順を教えてくださいなんですけれども、自治会等で敬老の対象者を全て把握するというのは、私、非常に困難なんじゃないかなというふうに思っているんですが、今回開催された地区も含めてどのようにして対象者を把握したのか、その辺分かったら教えてください。

議長 (加藤彦次郎)

福祉課長。

福祉課長 (清水 真)

お答えいたします。

先ほど町長答弁いたしましたとおり、現時点で実施済みの団体が2団体でございます。そのうち下岩川地区につきましては、実際にその運営に当たられた方のお話では、まず地域内の状況に詳しい方がベースになる名簿を整備して、それに地域内のスタッフの皆さんが肉づけをしていった、加除修正をして名簿を作られたというふうに伺っております。もう1か所につきましては、直接お話はまだ伺っていないといひますか、まだ確認してございせんが、比較的狭い地域の開催ですので、恐らくは実施団体のほうで把握できるものと思っております。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

14番。

14番 （ 堺谷直樹 ）

これは、ある自治会の方からの相談受けた話なんですけれども、今回対象者であろう方のお宅へ回って、自治会のほうでこういうことをやったら参加するかしないか、記念品欲しいか欲しくないかみたいな感じで回られた方がおったんですが、非常に苦痛であったと、誰に頼まれて回ったのか分かりませんけれども。これを何で当局でやらないで、私らがこれやらなくちゃならなくなったのかということで、大変不満たらたら文句言いに来た方がおられました、実際ね。なので、当局のほうで何か、ここの自治会に何人いるのか把握しなさいというような、私、文書か何か行政連絡員にでも回したのかなと思ったんですけれども、そういうわけではないんですね。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

福祉課長。

福祉課長 （ 清水 真 ）

お答えいたします。

町側でそういった働きかけを行ったということではございません。確かに自治会長会議の場でも対象者の把握に関しましてはいろいろと大変だというお話、三、四団体からいただいておりますけれども、個人情報の取扱いの関係もございまして、町側では情報提供することが難しいということで、自治会のほうにお願いした経緯がございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

14番。

14番 （ 堺谷直樹 ）

分かりました。

今回、まず第1回の開催ということで、新聞のほうに下岩川地区で盛大に開催されたということで載っておりました。76人が参加されたということなんです、一方で、町でやった敬老式、最後、参加人数129人であったと。結果だけを見れば、敬老式を廃止する前に、開催の方法とか内容とか、そういった対象者であるとか、そういったものを先に見直すべきだったんじゃないかと暗に思ったわけなんです、その辺、今回おらほの敬老交流会をやるということで始まったわけですが、当局としてどういうふうに考えているか教えてください。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

福祉課長。

福祉課長 （ 清水 真 ）

お答えいたします。

確かに議員お話しされたとおり、開催内容、地域に移行する、地域の行事に移行する前に、町主催の敬老式典のやり方を見直すということも一つ方法としてはあったんだろうと思いますが、この見直しに際しまして、令和2年

度にその年の対象者の方を対象としたアンケート調査を実施しております。その中で「敬老式の出席率を高めるにはどうしたらいいか」という項目を設けまして意見をいただきましたところ、「地域の中で知り合いに囲まれて、身近なところで実施する、そういう行事に期待したい」といいますか、そういう行事を望むという声はかなり多くございましたので、町の敬老式のやり方の見直しではなく、地域の行事に移行するという、そういう選択をさせていただいた次第でございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

14番。

14番 （ 堺谷直樹 ）

私も地域でやるのは大いに賛成です、これは。ただし、私一つ懸念しておるのは、下岩川地区のような、何と申しますか、自分たちの行動力で企画立案、そういったものをやれる、行動力のある団体は多分いいと思うんですけども、それ以外の自治会だとか団体にとっては、これ開催するとなると非常にハードルが高いんじゃないかというものが予想されます。物すごくいいことなんでしょうけどもハードルが高くて踏み込めないという自治会に対して、当局でどういうサポートしていくつもりでいるのか教えてください。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

福祉課長。

福祉課長 （ 清水 真 ）

お答えいたします。

堺谷議員ご指摘のとおりだと思っております。確かに下岩川地区に関しましては、かねてから地域力推進委員会という組織があつていろいろ地域のために活動されていたという、そういう下地がございましたので、今回も真っ先に取り組んでいただいたわけでございますけれども、ほかの団体が全てそうかというところではございません。

それで、これから取組が広がっていくように町としてもいろいろと対応してまいりたいというふうに思っておりますけれども、取りあえず来年度に向けまして、例えば名簿の作成方法ですとかあるいは想定される開催方法等、先行事例も含めて紹介できるように事務の手引を作成して配付することを考えております。また、この後、助成内容ですとかあるいは事業を実施するに当たっての課題等を自治会のほうから吸い上げを行いまして、必要な見直しも、制度の見直しも行つてまいりたいというふうに思っております。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

14番。

14番 （ 堺谷直樹 ）

ぜひ、今回開催しなかった自治会だとか団体に、なぜ今回開催できなかったのか、そういうのも聞き取りなりアンケートなり取つて、来年度は各地区でこういうのが開催されるように、ぜひ頑張ってもらいたいというふうに思いますけれども、どうですか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

福祉課長。

福祉課長 （ 清水 真 ）

お答えいたします。

そのようにしたいと思います。アンケートという形になるかと思いますが、議員お話しされたとおり、実施できない団体にはその理由ということで質問項目を設けて実施したいというふうに思います。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

14番。

14番 （ 堺谷直樹 ）

それからあともう一つ、あわせて、今回開催された団体からいろいろ報告書が上がってくるんでしょうけれども、補助金に関して、この補助額というのが妥当であったのかどうか、その辺の検証も併せて行ってもらいたいと思いますし、祝い品が1人500円というのが妥当であるのかどうか、500円で何をすればいいのか、全くもって分からないというふうな自治会の先になっている人もおられました。そういうのも併せてやっていただきたいと思いますけれども、どうですか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

福祉課長。

福祉課長 （ 清水 真 ）

お答えいたします。

その辺も含めて意見を吸い上げて改善してまいりたいというふうに思います。ちなみに、敬老祝い品のほうの助成単価は1人当たり500円というふうに設定しておりますけれども、これにつきましては県内の他の例も参考にいたしましたし、町としましてはこの事業を地域交流の促進あるいは支え合いの意識による福祉の向上を目指すということで、どちらかといえば敬老交流会のほうを実施していただきたいと、そちらのほうに政策誘導する目的で祝い品のほうの単価をちょっと抑えた、そういう経緯がございますので、いずれ自治会のほうのまたご意見をいただきながら、その辺見直しすべきかどうか検討したいというふうに思います。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

14番。

14番 （ 堺谷直樹 ）

よろしくお願いします。

そうすれば、最後に質問しますけれども、今回、参加率が低いということで敬老式がおらほの交流会という形になったわけですが、これはあれですか、成人式も参加率が下がっていけばこういう形になっていくんでしょうか。その辺、当局のほうどういうふうに考えているのか教えてください。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

教育次長。

教育次長（ 牧野誠一 ）

お答えいたします。

成人式につきましては、令和３年度の方々はコロナのために中止という判断となりました。令和４年度の方々につきましては、この８月１５日に成人式を開催させていただいたところでございます。令和４年度の部分でございますけれども、たしか１３５名対象者がいた中で８０数名の参加ということで、非常にコロナ禍の中では参加率はよかったのかなと思ってございます。

成人式は、やはり成人という一つの区切りの中で非常に重要な、この後の若い人方が生活していく中でも一つの区切りとして重要なものと認識してございますので、この後も今のところは継続して開催してまいるという考えでいるところでございます。（「分かりました。終わります」の声あり）

議長（ 加藤彦次郎 ）

堺谷議員、先ほど、県道から森岳保育園に曲がるところの信号が設置されただけけれども、要望されたのはいつなのかという質問を保留していますが、答弁必要ですか。（「答弁お願いします」の声あり）

町民生活課長。

町民生活（ 荒川浩幸 ）

課長 お答えします。

森岳保育園の信号機についてですが、２０１３年、平成２５年に設置されております。ただ、いつ要望されて設置されたかは記録に残っておりませんので、その辺ご理解願います。（「分かりました」の声あり）

議長（ 加藤彦次郎 ）

１４番、堺谷直樹議員の一般質問を終わります。

次に、９番、伊藤千作議員の発言を許します。９番。

９番（ 伊藤千作 ）

それでは、一般質問を行います。

まず最初に、８月１０日から的大雨被害、今後の対応、対策についてであります。

共産党の岩渕 友参議院議員の現地被害調査を下岩川、上岩川地域で行いました。担当課の説明によると、８月１９日現在の被害は、床上８棟、床下１２棟、公共建物１棟、倉庫や空き家３５棟、水田の冠水８３ヘクタール、農業施設２２５件の状況であり、引き続き全容の把握に努めるとのことでありました。

担当課の資料によると、これまでの対策として、国土交通省の床上浸水対策特別緊急事業、三種川は川幅が狭く、蛇行が著しいことから、毎年のように大雨による氾濫や浸水被害が発生するため、県が通常の河川改修事業を下流部から進めてきました。この河川改修事業と並行して国の補助事業、床上浸水対策特別緊急事業にも採択され、平成２７年度から平成３１年度にかけての５年間で事業費３２億６，０００万円が集中投下され、下流部から河川掘削などを行ってきました。

2つ目として、宮橋の架け替え工事を行ってきました。豪雨時は橋に水や流木がぶつかって水の流れの障害となり、浸水被害が起きていたため、旧橋の上流部に新橋を設置しております。改修前に発生した平成25年9月16日の台風18号による大雨では78戸、床上が49戸、床下が29戸の被害が出ていました。床上浸水対策特別緊急事業の効果は出ているものの、それを上回る降雨であったので、今後一層河川改修に取り組む必要があります。

視察時にお話を伺った下岩川の農家の男性は、以前の大雨では敷地内に浸水してきたが、農業用ため池が決壊し、30分ぐらいであつという間に水かさが増え、家族がやっとの思いで救出されたと述べておりました。

上岩川の女性は、倉庫で作業していたが、どのくらい雨が降っているか外に出て見たら、道路が川みたいになっていた。軽トラのタイヤの半分近くまで水かさがあった。車に乗ろうと運転席まで歩いたが、足が取られそうになり怖かった。倉庫にも水や泥が入り、乾燥機や精米機など駄目になったと話しておられました。

これらの被害状況をまとめ、私を含めて被災自治体の党議員が8月26日に大雨被害対策を県知事に申入れを行いました。要請事項は9項目です。これはあくまでもこの8月26日時点の項目であります。

1つ目は、政府に激甚災害指定を強く要請すること。

2つ目としましては、被災者の再建を可能にする被災者生活再建支援法を活用するとともに、支給金額の引上げと拡充を政府に要請すること。

3つ目としましては、農作物や比内地鶏の被害について、共済金の支給額を早期に把握し、不足分を補助金等で補填すること。

4つ目としましては、農地復旧の支援や農業用ハウスなど農業用施設の復旧、農業用機械等の再建、修繕に対する補助を速やかに実施すること。

5つ目は、災害廃棄物の迅速な処理のため、仮置場の増設、軒先回収を行うこと。

6つ目は、高齢の被災者や独り暮らしの被災者には片づけ作業者を派遣すること。

7つ目としましては、各種税、保険料、公共料金、片づけのための水道料金などの減免を行うこと。

8つ目は、今回も氾濫の要因となったと言われている農業用ため池など、緊急に危険箇所の総点検と対策を講じるとともに、住民への周知と避難体制を整備、確認すること。

9つ目としましては、被害を最小限に抑えるために、短期集中豪雨の情報、予報の発信を緊急性、発信時間などの見直しを図ること。

この9項目にわたって県知事に申入れを行ってまいりました。

町も、大雨災害の復旧費1億2,136万円計上して、対策、対応していく計画であります。県への申入れ項目で、町として対応、対策に合致するものがあれば、その対策の答弁をお願いしたいと思います。

私は、県の申入れ懇談のときに、県へため池の復旧対策と集団移転の要望

もあるやに聞いておりますので、その対応策について県の考えを聞いてまいりました。

2つ目としましては、高齢世帯にエアコン設置の助成をすることについてであります。

暑い夏、熱中症による救急搬送で最も多い発生場所が住居であります。室内での熱中症を防ぐため、各地の自治体が独自に高齢者世帯などのエアコン購入設置費用を助成しております。

例えば、東京都港区の高齢者エアコン購入設置費用助成事業は、対象は1つとして区内在住で65歳以上のみ、または65歳以上と身障者、2つ目としましては住民税非課税、3つ目は自宅にエアコンが1台もない、または故障で利用できるエアコンが1台もないの全てを満たす世帯です。補助額はエアコン購入設置費と助成上限額6万5,000円のいずれか少ない方であり

ます。

生活保護世帯対象の制度等も含めて、来年度実施に向けて検討してみたらどうでしょうか。

3つ目としましては、安部元首相の国葬中止を求めることについてであります。

岸田政権は、安倍晋三元首相の国葬を閣議決定し、9月27日に強行しようとしております。日本共産党は、7月14日、岸田文雄首相が安倍氏の国葬を行うことを発表した際に、直ちに談話を発表し、国葬が国家として安倍氏の政治姿勢を賛美、礼賛することになるとともに、憲法に保障された内心の自由を侵害して弔意の強制につながるものが強く懸念されるとしてその中止を強く求めてきました。その後の岸田政権のこの問題に対する対応を通じて国葬の強行が憲法違反であることがいよいよ明瞭になっていることを厳しく批判しなければなりません。

第1に、国葬の強行は憲法14条に規定する法の下での平等に反するということでもあります。なぜ安倍元首相のみを特別扱いにして国葬を行うのか、岸田首相は国民が納得できる説明を何一つしておりません。首相は8月31日の会見でも在任期間が8年8か月と憲政史上最長となったことなど従来の説明を繰り返すだけで、安倍氏だけの国葬を実施する合理的理由を示すことができなかったのであります。このことは、結局、時の内閣や政権党の思惑、打算によって特定の個人を国葬という特別扱いをすることにほかならない、これは憲法が規定する平等原則と相入れないことは明らかであります。

第2に、国葬の強行は、憲法19条が保障する思想及び良心の自由に反するということでもあります。岸田首相は、8月10日の会見で「国葬は故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式だ」と述べました。我が国は国民主権の国であり、ここで述べられている国全体とは国民全体ということになります。すなわち首相の発言は、国葬は故人に対する敬意と弔意を国民全体として表す儀式だと述べていることにほかなりません。これは憲法19条に違反した弔意の強制であることは明らかであります。

実際、８月３１日、岸田首相は、葬儀委員長として、国葬当日には哀悼の意を表すために各府省においては弔旗を掲揚することとともに、葬儀中の一定の時刻に黙禱することとすると決定を行っております。これは各府省とそこに働く労働者に弔意を強制するものであって、絶対に許されません。こうした動きが国の関係機関や地方自治体などに広がるのが強く危惧されます。加えて、武道館に国会議員、地方自治体の首長など６，０００人もの参列者を集め、国葬として大々的に儀式を行うこと自体が、日本社会全体に同調を迫り、安倍氏への弔意を事実上強制する重大な危険を持つことは明らかであります。

国葬強行がもたらす政治的害悪は計り知れません。それは、安倍元首相が行った憲法違反の安保法制の強行をはじめとする立憲主義破壊の暴政の数々、憲法９条改定に向けた暴走、アベノミクスなど貧困と格差を広げた経済政策、森友・加計、桜を見る会などの数々の国政私物化疑惑を国家として公認し、安倍政治への敬意を国民に強要することになります。さらに、今、国民の強い怒りを広げている反社会的カルト集団、統一協会と自民党との関係において、安倍元首相は最も深刻な癒着関係にあった政治家の一人であります。国葬の強行は、この癒着関係を免罪することになります。

どんな世論調査でも国民の多数が国葬強行反対をしているのは当然のことです。岸田首相は国葬を行うことで民主主義を断固守り抜く決意を示すというが、国葬強行こそが日本の民主主義を破壊することになり、それは死者の最悪の政治利用と言わなければなりません。

我々は、我が党は、憲法違反の国葬の計画を直ちに中止することを強く求めています。この国葬に対する町長の考えと対応について、どうするつもりでしょうか。

以上で壇上からの質問を終わります。

議長（加藤彦次郎）

９番の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、９番、伊藤千作議員のご質問にお答えいたします。

初めに、大雨被害への対応についてでございますが、議員が県へ申し入れた項目のうち２の被災者生活再建支援法活用については、１０世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等が対象であり、今回の災害では対象となりませんので、ご理解をお願いいたします。

要請項目３と４、農家への支援につきましては、今後の国・県の動向を見極め、対応策を検討してまいります。

要請項目５の災害廃棄物の仮置場の増設、軒先回収につきましては、今回の災害では大沢ごみ処理場と増沢処理場に災害廃棄物を運搬する仮置場を設けて対応してまいりました。

要請項目６の片づけ作業員の派遣につきましては、高齢化により仮置場ま

で運搬できない場合も想定されますので、独り暮らしの被災者への対応も含め、検討してまいります。

要請項目 7 の各種税等の減免につきましては、町税等減免取扱要綱に準拠し対応してまいります。また、水道料金につきましては、直近 3 か月の平均使用量を超えた分を減免いたします。

要請項目 8 の農業用ため池につきましては、ため池の管理者による定期点検を行っておりますが、異常箇所があったときの対応など、県及び関係者と協議の上、対策を講じるとともに、総合防災マップを活用し、住民へ注意喚起を図ってまいります。

要請項目への対応につきましては以上でございますが、今後、集中豪雨への対応として、判断基準や初動マニュアルを見直し、職員相互の連携を図ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、高齢者世帯へのエアコン設置助成についてお答えいたします。

高齢者の方は、一般的に暑さや水分不足などを感知する身体の機能が低下し、水分摂取がおろそかになる傾向があるため、猛暑日が続く夏場等においては屋内外を問わず熱中症への注意が必要となります。

このため、町では広報を通じて熱中症や高齢者の脱水症に関する注意喚起を行っているほか、地区ごとに実施している保健師の健康相談や介護予防教室等におきましても適正なエアコンの使用や小まめな水分補給などについて具体的に指導を行っているところであります。

生活保護世帯につきましては、高齢者、障害者など、熱中症予防が特に必要とされる人がいる場合など一定要件の下でエアコン等の冷房器具購入費用が支給されることになっておりますが、高齢者世帯へのエアコン設置費用の助成につきましては、これまで町への相談、要望等がないことや、財源の面での検討も必要なことから、すぐに実施することは困難でございます。このため、まずは関係機関、民生児童委員と連携しながら現状を把握したいと考えております。

続きまして、安倍元首相の国葬についてお答えいたします。

伊藤議員おっしゃるとおり、国葬の挙行については賛否があることは十分認識しております。

安倍元首相がお亡くなりになられた事件が選挙期間中であつたことから、事件の背景を精査せず、安倍元首相の功績から岸田首相が早期に国葬として執り行うとの意向が示されたこと、多額の予算を伴うにもかかわらず、国会閉会中で審議ができず、その予算の詳細を示すことができないこと等、不透明な部分や国葬とする理由に説明不足を感じるものが国民の理解を得られない理由かと感じております。

安倍元首相の件は、先日、国葬として閣議決定されており、過去にも国葬が執り行われた例から必ずしも法的根拠が必要ではないと私は認識しておりますが、この件を機に法整備されたほうが明確になるものではないかと考え

ております。

また、国葬の案内であれば公務での出張となると思います。ただ、現時点での案内は不明であり、参列についてもその時点で判断したいと考えております。以上でございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

当局の答弁が終わりました。

9 番の再質問を許します。9 番。

9 番 （ 伊藤千作 ）

大雨被害についてでございますけれども、下岩川、長面集落のため池の決壊でかなり大雨被害が増えたんですけれども、私、県との協議に当たって申し入れた際に、ため池の決壊がかなり重要な問題だというふうに住民の方々から聞いておったわけですので、ため池の決壊の修復をいつまでやって、来年の春の田植え時期に間に合わない大変だという住民の方々からの思いを聞いておりましたから、県としてはこれをどう対処するのかというときに、私、知事への申し入れた際、懇談のときにこの件を担当者に聞いたんです。そうしたら、担当者の方は「町とよく相談しながら」ということを言っておりまして、要するに、水田の作付ができないのではと地元の関係者が心配している、春までに工事が間に合わない場合はどうするんだと私が聞いたところ、その周辺の水系がどうなっているのか調査し、何らかの方法で農業用水を確保し、水田を作付できるように対応していきたいというふうに答弁しているんですね。

先ほど同僚議員からの質問の中で、今日、県がため池を調査しに来ているというふうなことを言っておりました。ああ、やはりそういうふうなことで県も動いているんだなというふうに私思いました。この住民の願い、思いがきちっと届いて、県もそういうふうに踏み出したわけで、これは詳細は分かりますか、今どういうふうになっているか、どういう状況なのか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

農林課長。

農林課長 （ 工藤伸也 ）

お答えをいたします。

先ほども回答させていただきましたが、今現在、その方法について検討を重ねている最中でありまして、まだ詳細等は決まっていないものでありますから、この場でご回答はできないものと思います。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

9 番。

9 番 （ 伊藤千作 ）

担当課としても、県に今の現状を申し入れて、きちっと来年の春までに田植えができるように水対策をやってほしいということを重々しゃべってください。私が申し入れたからそうなったというわけではないにしても、いずれ県がそういう一環として調査に入っているわけだから、県が何とかしたいと

思っていると言ってるんですよ。その周辺の水系がどうなっているか調査し、何らかの方法で農業用水を確保し、水田作付ができるように対応したいと、こういうふうに私とのやり取りで述べているんです、県がね。ですから、これをぜひともそういうふうになるように、ため池がきちっと役割を果たすように、あるいはそこまでいかなくても田植えができるように、きちっと県の対応をただしてくれるようにやってください、県はやるつもりですから。どうですか。

議長（加藤彦次郎）

農林課長。

農林課長（工藤伸也）

お答えいたします。

つけ加えさせていただきますと、同行者にため池の管理者も行っておりますので、当然その辺の要望は伝わっているものと想定できます。そうなれば当然どういうふうにするのかということも頭に入っているものと思いますので、早期の解決に向けて動けるものと想像します。

議長（加藤彦次郎）

9番。

9番（伊藤千作）

町の予算で、今回の補正でため池の設計調査費だったわけ、計上していますよね、ため池の設計調査だけ。あれは今の長面のそれは全然関係なく、ほかのため池の設計調査費ということですか。

議長（加藤彦次郎）

農林課長。

農林課長（工藤伸也）

それこそ今調査に入っているということですので、今回の予算には計上されておられません。

議長（加藤彦次郎）

9番。

9番（伊藤千作）

それは、じゃあほかのため池、さっき同僚議員が論議の中で55か所、ため池が200何十何ぼあると言ってたんだけど、50何か所、55か所だけ、ため池があって、それで今回の水害でどのくらい被害があったんですか。そして、その被害対策のための予算の計上ですか、ため池の。

議長（加藤彦次郎）

農林課長。

農林課長（工藤伸也）

お答えいたします。

今、予算上に上がっているのはあくまでも緊急的に手当てをしなければいけない部分の予算でございますので、今回の雨によっていろいろとあった部分の全てのものは今後の予算措置ということになります。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

9 番。

9 番 （ 伊藤千作 ）

いずれ長面の集落のため池の決壊によつての被害と、今度田植えができないという心配を非常に住民の方はしているわけで、この対策はきちんとやはり取って、住民が安心して田植えができるように、担当課、町としても頑張ってもらいたいというふうに思います。

もう一つ、これは集落の要望で、きちっとそういう要望が出ているのかどうか私分かりません。分かりませんが、何か被害が、水が上がるたびに被害を受ける何世帯かがどこかに移転したいという要望があるやに聞いておりますけれども、そういう要望があるのか、あったとしたら町としてはどういう対応を考えているのか、その点はどうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

確かに災害翌日、現場に入った際にそのようなお話を聞いてはおります。ただ、正式に集団移転を要望しているというよりも、個人の一つの意見としてまず聞いております。ただ、浸水した方々がそういう要望があるのであれば、それを聞く機会として一つ設けたいと思いますが、ただ今まで、これまでに三種川、多額の費用をかけて改修してまいりました。これまでかけた整備効果というのはしっかり出ております。これから、先ほど令和15年と言っておりますが、そういう河川がしっかりと改修された際に、今浸水した家屋がまた浸水するのか、そういう効果はまだ分かりません。恐らくかなり軽減されるものと私は感じておりますので、そういう意味では集団移転ということはなかなか考えなくてもよろしいのではないかと、そのように考えております。いずれ河川の整備がしっかり完了した後、それこそどれだけの雨量に耐えられるのか、そういうところもしっかりと検証した上で判断していくべきことと思っております。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

9 番。

9 番 （ 伊藤千作 ）

私は、この申入れのときにこの件も県にただしているんですよ。要望が上がるか、あるいは町としてどういう対応をするか、それは分からないですけれども、このときに県にただした答えは、あれだそうです、雄物川がそういう氾濫した経緯があるらしいんだが、そのときに雄物川の例があると言っていました。私は時間がなかったので、雄物川のどういう例なのか詳しくは聞いてきませんでしたけれども、雄物川にそういう集団移転とかの例があるそうです。ですから、もし、もしですよ、今、町長の答弁は多分集団移転にならなくても済むんじゃないかということでありましたけれども、もし仮に集団

移転が必要になったときには、県に雄物川の事例があるということを頭に入れておいてもらって、その対応の仕方を問合せしてもらえればいいのではないかなというふうに思います。

これ、三種川自体の改修を今までの５年間でかなり巨額のお金をかけて改修してきました。この改修してきた結果として、ある程度は被害出て、ちょっとこういうことは言えないんだけど、一定程度の効果は川の改修であったと思うんですね。ですから、これをもうちょっと、同僚議員も言っておりましたけれども、お金をかけて改修時期を早めていくということの大いに力を入れていかないといけないんじゃないかと思うんですけども、町長はどの周辺を集中的にやればこういう氾濫をあまり対応ならないようにすることができるかということ、どの辺のところを思ってますか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

今回、床上・床下浸水が見られた添畑川との合流地点、そういうところの整備、それからお寺様がある見性寺のそれこそ今、不動田の辺りを工事しておりますが、そこから宮橋間、そういうところがしっかり整備されてくると今回の水害のあった地域は恐らく浸水しないのではないかと感じております。ただ、整備効果というのはやはりしっかりとできてからでないと分からない部分はありますけれども、かなりの効果が期待できるものと私は感じております。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

９番。

９ 番 （ 伊藤千作 ）

そうすれば、もうちょっと集中的に、ここに集中的に投下してもらって、そういう対策を立てるということは非常に必要かつ大事なことだろうと思うので、町長、ぜひ県とかに事業採択に向けた働きかけを大いにやってもらいたいと思いますけれども、今後そのつもりで頑張るでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

例年、秋にかけて、それこそ県、そして東北地整、国交省と、毎年三種川の改修の要望を出させていただいております。今回、先ほども申し上げましたとおり、知事、そして国交省の副大臣、そういう方々が現地を見て、それこそ整備効果もそのときにお伝えしておりますので、この河川がしっかりと整備がされれば被害は軽減されるということは十分伝わっておると私は思っております。そういう意味でも、今後もしっかりと整備効果をお伝えしながら、今後のそういう被害対策というか、事業推進に引き続き強力に要望して

まいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（加藤彦次郎）

9番。

9番（伊藤千作）

それから、農地の被害、農地の復旧とか、あるいは私がお話を聞いた方は、倉庫に水が上がって、何だ、（「乾燥機」の声あり）乾燥機とか、もう一つ何だっけな、（「精米機」の声あり）そうそうそう、農家でねえためにちょっとあれだけでも。そういうのがみんな駄目になったと言っているんだよね。ですから、そういうことの被害に対する補填といいますか、こういうのはどういうふうにしていくんですか。これは申請しないと駄目なんですか、こちらからそういう被害の方を把握してやるとか、どういうふうな形でやりますか。

議長（加藤彦次郎）

農林課長。

農林課長（工藤伸也）

お答えをいたします。

いずれ町単独でできる話ではありませんので、県の制度とか共済もありますし、その他いろいろお助けをする制度はあると思います。その辺のものを全て総合的に判断して、当然農家の方から申請をいただかなければ先には進まないものがほとんどでございますので、そういう形で進めたいと思っております。

議長（加藤彦次郎）

9番。

9番（伊藤千作）

そうすれば農家の人から申請してもらうということですね。

議長（加藤彦次郎）

農林課長。

農林課長（工藤伸也）

説明が足りなくて申し訳ありません。

間もなく被害総額がまとまるというのは、そういうものも含めてやっているはずですので、その辺の集計が間もなく上がると思います。いずれ8月の雨が降ったときから9月2日までを期限として農作物の被害までを農家の方から申請をいただいているのが現状でございます。

議長（加藤彦次郎）

9番。

9番（伊藤千作）

それから、町長、さっき答弁ありましたけれども、公共料金とか税の減免については、どのような対応をしていくんでしょうか、改めてもう一回お願いします。

議長（加藤彦次郎）

税務課長。

税務課長（ 嶋田修一 ）

お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、町税等減免取扱条項に準拠して対応してまいります。

議 長（ 加藤彦次郎 ）

9 番。

9 番（ 伊藤千作 ）

これは、町長あるいは担当課長も十分反省して、その旨議会でもいろいろ答弁をしておりますけれども、今回の何といいますか、災害の、何ていうんだっけ、災害の3とか5とか、災害の、（「警戒レベルですか」の声あり）警戒レベル、ごめんなさいね。

警戒レベルの今いろいろ問題になっていることは、担当課も町長もこれからきちっと対応していくというふうなことでありますので、そういうふうな対応をしていただければいいなと思っているんですけれども、改めて決意を含めて述べてください。

議 長（ 加藤彦次郎 ）

町民生活課長。

町民生活（ 荒川浩幸 ）

課長 お答えします。

今回の災害を教訓にして、しっかりとした判断の下に対応していきたいと思っておりますので、ご理解願います。

議 長（ 加藤彦次郎 ）

9 番。

9 番（ 伊藤千作 ）

災害についてはこれで終わります。

それと、エアコンですけれども、高齢者のエアコンは県内でやっているところはありますか、行政区として。どこかありませんか、やっているところは。

議 長（ 加藤彦次郎 ）

福祉課長。

福祉課長（ 清水 真 ）

お答えいたします。

私どもで調べた範囲では、やっている例は把握できておりません。

議 長（ 加藤彦次郎 ）

9 番。

9 番（ 伊藤千作 ）

いずれ全国で14、13か、13行政区でこれを行っているんですけれども、例えば福島県の喜多方市、ここは65歳以上の住民税非課税世帯、上限が3万7,000円で、これは費用の4分の3に当たるというふうなことと

か、群馬県の大泉町は70歳以上の住民税非課税世帯、上限4万円、あるいは群馬県水上市、上限8万円とか。7万円、8万円と大体このクラスで助成しているというのが全国で13行政区、既にやっております。東京都、さつき港区の例を出しましたけれども、東京都は荒川区とか足立区とかこういうところでもやっております。

ですから、町長答弁ではそういう要望がないとかというふうなことを言っておりましたけれども、要望がないのではなくて、要望をどういうふうにして言えばどうなるのかという、そういう情報が伝わっていないというふうなこともあるだろうと思うんです。ですから、やはり高齢者、本当、高齢になればなるほど暑い寒いの何て言えばいい、感じ方がちょっと鈍いというか、なるので、やはりエアコンはどうしても高齢者の皆さん必要だと思うので、町としてもそういう購入に対する助成をして、熱中症で亡くなる方を、やはり1人でも出れば大変なことです、なくすというふうなことでぜひ考えてやっていただければなと思うんですけれども、来年やるとなれば今から検討して考えていけば間に合うので、そんな感じでちょっと検討していくというふうなことを町長、決断してみませんか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

先ほど答弁申し上げたとおりでありますけれども、まずは実態の把握というか、そういうのが必要だろうと思います。それこそ社会福祉協議会だったり民生児童委員だとか、そういう高齢者との関係が深い団体との連携の中で現状把握にまずは努めたいと、このように考えております。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

9番。

9 番 （ 伊藤千作 ）

エアコンの件については以上です。

国葬の問題ですけれども、町長には案内が来ておりませんか。あそこさ6,000人集まって、政府関係者とか自治体の関係者も招待されるというふうに言われているんですけれども、町長には案内来てませんか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

今日はちょっと分かりませんが、昨日時点では案内来てません。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

9番。

9 番 （ 伊藤千作 ）

案内来れば出席するんですか。それとも、案内来ても出席は見送るとかというふうなことになるんでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

案内をいただかないことにはなかなか判断がつかないと思います。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

9 番。

9 番 （ 伊藤千作 ）

今の時点で町長は、町として、あるいは教育委員会もそうですけれども、住民に弔意をやれとかあるいは半旗を掲揚するとかというふうなことは考えていますか。まず教育委員会としては、各学校にそういうことをやれというふうなことで対応するつもりでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

教育長。

教 育 長 （ 藤田良博 ）

お答えいたします。

現在、まだそういう指示とかそういう通知とか、そういうのは来ていない段階であります。また、国の情報も聞いているとどうなるかというふうな話もありますので、今はまだ検討しておりません。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

9 番。

9 番 （ 伊藤千作 ）

これ、やはりきちっと、弔意を強要しないし、旗、弔旗も掲げないというふうな立場できちっと対応していったほうがいいと思うんです。まず政権の評価が定まっていない中で肯定的な評価を、学校としてもそれをやれということになるとそれにつながっていくわけですから、学校は政治的に中立をきちっと守っていかないといけないと思うんです。ですから、そういう対応はしないように教育長としてもきちっと対応してもらえればなと思うんですけれども、もう一度お願いします。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

教育長。

教 育 長 （ 藤田良博 ）

お答えいたします。

まだ、先ほども話ししましたが、まだそういう通知等来ておりませんので、その時点でまた決定したいと、こう思います。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

9 番。

9 番 （ 伊藤千作 ）

ある方が「どうして国葬に反対なの」という質問を受けたときに、国による事実上の強制は内心の自由に反すると、あるいは国葬令は明治憲法とともに廃止され、今の憲法の下で法的根拠はないというふうに説明しているんだ

そうです。

ですから、国葬、さっき町長もちよっとそれに触れてましたけれども、今の現行の法律できちっとこれをやらなければならないとかやるというふうな法律はないんです、どこにも。ですから、法律に基づかないこういうことはやはりきちっとうまくないというふうな対応をしていかないといけないのではないかなと思うんですけれども、町長は、先ほど来答弁なっている「案内来るかどうか」というふうなこと、「まだ来てない」ということだけでも、各知事、あるいは秋田市長は何か出席するとか県知事は出席するとかというふうなことは言っているようなんですけれども、やはりあれですか、案内の来る速度というか、市段階と町村の段階で違いがあるのか、そんなこともないですか。どんな感じですか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

多分、内閣府のやっていることなので、我々が申し上げられるものではないんだと思いますが、私の個人的なことを申し上げれば、恐らくほかの首長含めて来たところがあるということは、同列の地方自治体としては多分来ないだろうと私は感じております。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

9 番。

9 番 （ 伊藤千作 ）

町長としても、そういう、予測もそうでしょうけれども、きちっとこれに対して対応を誤らないようにしていっていただければなというふうなことを申し上げて、質問を終わります。以上です。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

9 番、伊藤千作議員の一般質問を終わります。

先ほど 1 番、畠山議員からの質問に対し答弁が保留されております。教育次長に答弁を求めます。教育次長。

教育次長 （ 牧野誠一 ）

畠山議員への答弁を保留させていただいた内容について、お答え申し上げます。

土砂災害警戒区域に関する協議につきましては、令和 4 年 2 月 21 日の定例教育委員会の協議の中で話されております。

なお、先ほど総合教育会議のほうは令和 3 年 2 月 21 日ということでございましたけれども、その後、当日、令和 4 年 2 月 21 日に開催されております総合教育会議で建設費についての協議の中でも再度話し合われていることを申し添えます。以上でございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

1 番。

1 番 (畠山勝巳)

そうすれば、議事録にきちっとそれ記載されているということですね、確認です。

議 長 (加藤彦次郎)

教育次長。

教育次長 (牧野誠一)

お答え申し上げます。

定例教育会議の会議録につきましては整えておりますので、記載させていただきます。

議 長 (加藤彦次郎)

1 番。

1 番 (畠山勝巳)

了解しました。

議 長 (加藤彦次郎)

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

午後 4 時 3 9 分 散 会